

真の分権型社会の実現による都市自治の確立等 に関する提言

基礎自治体を重視した真の分権型社会を実現するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 真の分権型社会の実現について

- (1) 都市自治体が自主的かつ自立的な行財政運営が行えるよう、真の分権型社会の実現のための改革を積極的に推進するとともに、地方が将来にわたって安定した行財政運営を行うことができるよう、基礎自治体の意見を十分に尊重した改革を行うこと。

また、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」（第3次一括法案）の早期成立を図るとともに、基礎自治体が地域の総合的な行政主体としての役割を主体的に果たせるよう、地方自治体に関する法令の規定を大枠化するなど、自由度の高い制度を早期に構築すること。

- (2) 国・都道府県・市町村の役割分担を明確にし、「基礎自治体優先の原則」、「補完性・近接性の原理」に基づき、第2次一括法に盛り込まれた事項にとどまることなく、総合行政主体としての都市自治体に対して、本会が提案している具体的事項をはじめ、地方分権改革推進委員会の勧告を上回る権限移譲を行うこと。

また、都市自治体への権限移譲に当たっては、都市自治体が住民に身近な事務事業や地域の実情にあった特色あるまちづくりを地域において総合的・一体的に遂行できるよう、包括的に移譲するとともに、移譲された事務を円滑に実施するため必要となる財源の確保と専門的な人材育成等の仕組みを構築すること。

- (3) 都市自治体の自主性・自立性の強化と条例制定権の拡大を図る見地から、法令による義務付け・枠付けについては、第1次一括法、第2次一括法及び第3次一括法案に盛り込まれた事項にとどまることなく、本会が提案している具体的事項をはじめ、地方分権改革推進委員会の勧告に沿って、廃止を原則とした見直しを行うこと。

また、見直しに伴う関連法令の整備に当たっては、都市自治体が条例化等に向けて参酌・検討等が行えるよう、十分な時間的余裕の確保や情報提供など適切な措置を講じること。

(4) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充するとともに、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

また、地方交付税の法定率の引上げ等により恒常的な地方交付税の財源不足の解消を図るとともに、「地方交付税」を特会直入とする「地方共有税」を創設すること。

(5) 地方自治体の裁量権及び条例制定権等の拡大を図るため、地方自治法については、都市自治体の意見を十分踏まえ、地方自治体の組織・運営等に関する規定は大枠にとどめることを基本として、抜本的に改正すること。

また、地域の自主性を高めるとともに、地域の自律的發展に資するため、都市自治体の意見を十分踏まえた多様で柔軟性のある都市制度を構築すること。

さらに、地方自治体における公の施設の管理運営について、現在の指定管理者制度に加え、公共的団体等に直接管理運営の委託が可能となるよう、制度の改正を図ること。

(6) 住民訴訟制度における首長等の賠償責任については、責任要件を「故意又は重大な過失があったとき」に限定するとともに、賠償額に制限を設けることについて早急に検討を行い、早期に制度改正を行うこと。

(7) 地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画・立案、実施に際しては、「国と地方の協議の場」において、国と地方が真に対等・協力のもとに十分協議し、地方からの意見を制度設計等に的確に反映すること。

また、国はあらかじめ十分な時間的余裕をもって提案を行うとともに、具体的な事項の協議に当たっては、国と地方とが真に実効ある協議を行うため、分科会や各府省と地方との協議等の積極的な活用を図るなど、多様な地方からの意見を反映できるようにすること。

(8) 新たな制度創設や制度改正を行うに当たっては、国と地方の協議の場など、事前に地方自治体と十分協議するとともに、地方への速やかな情報提供等を行うほか、十分な準備期間を設けること。

また、システム改修等の準備経費を含め、地方に新たな負担が生じないようにすること。

(9) 大規模災害の発生等の有事における国家機能の維持・強化を図る観点等から、多極分散型国土の形成を促進すること。

- (10) 少子高齢化や人口減少等により、国民の負担はますます重くなっている現状において、歳出削減について国権の最高機関である国会自らが範を示すべきであることから、速やかに国会議員の定数を削減すること。
- (11) 国の遊休施設を地方自治体が無償で利用できるようにすること。

2. 広域行政について

定住自立圏構想推進要綱における定住自立圏の要件を満たさない地域に対して、広域連携に係る積極的な支援措置を講じること。

3. 地方議会議員年金制度の廃止に伴う公費負担について

地方議会議員年金制度の廃止に伴う都市自治体の負担増加分の財政措置について、地方交付税制度から積算根拠が明確かつ公平な交付金等の制度に変更するとともに、都市自治体の負担増加分の全額を国の責任において負担すること。

地方公務員制度改革に関する提言

地方公務員制度改革について、国は、次の事項について適切な措置を講じられたい。

1. 現在の労使関係は、これまでの様々な努力により、ようやく安定してきているところであるにもかかわらず、なぜ今、地方公務員に協約締結権を付与する必要があるのか、理解できないところである。

また、これまで人事院と人事委員会が分担協力して実施してきている民間給与実態調査及び勧告制度は、長年にわたる議論を踏まえて構築されており、住民や議会へ説得力ある説明を可能とするとともに、労使双方の信頼に应运ってきたところである。仮にこの制度が廃止されれば、住民や議会の理解を得られることは困難となることが懸念されるとともに、職員の士気の低下や分権型社会に対応した優秀な人材の確保ができなくなり、その結果、行政サービスの低下や地域力の低下が懸念される場所である。

よって、地方公務員の労働協約締結権の付与と人事院勧告制度及び人事委員会勧告制度の廃止について、地方の意思を十分踏まえ、慎重に対応すること。

2. 地方公務員の雇用と年金の接続に関する具体的な制度設計に当たっては、都市自治体の意見を十分尊重するとともに、地方の自由度が高い柔軟な制度とすること。

マイナンバー制度の円滑導入のための地方自治体支援等に関する提言

マイナンバー制度の導入を円滑に進めるため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. マイナンバー法案等の早期成立

国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図り、国民が安心して暮らすことのできる社会を実現するため、マイナンバー法案等について、速やかに審議を行い早期に成立させること。

2. 新しい公共インフラとしてのマイナンバー制度の活用実現

マイナンバー制度は、その有効活用により新たな時代の行政創造を可能にするものであり、将来的により広汎な活用が期待されるものである。そのことを十分に踏まえて、政府が考える「小さく生んで大きく育てる」との視点に立てば、将来可能になるであろう国民への新たな行政サービス創造のビジョンと工程表を示すこと。

そのためにも、番号制度における世界の先進事例・最先端の取組みなどを広く国民に紹介するとともに、国民の利便性を向上する新たな行政創造への改革を強く推進すること。

3. 制度導入及び運用等に係る国の費用負担の明確化等

より公平な社会保障制度の基盤確立のためのマイナンバー制度導入に当たっては、システムやネットワークの改修等について、地方に新たな費用負担が生じないように、全額を国において確保するとともに、早期にその仕様を公表すること。

また、制度の導入・運用等に関する各種ガイドラインの策定及び策定のための事前検証作業等、地方自治体における円滑な制度導入および運用を支援する費用については、国において負担すること。

なお、自治体側で負担する費用が発生する場合は、その内容や理由等を明確にしたうえで、事前に自治体側の了承を得ること。

4. 番号および番号カードの通知・交付に関するガイドライン策定

番号カード交付については、その事務手続に細心の注意が必要とされるため、番

号の通知方法、番号カード交付の事務手続きや作業内容等、国との役割分担等を含めガイドラインを策定して地方自治体に示すこと。

5. 第一段階における制度の導入・運用に関するガイドライン策定

制度導入に伴って影響を受ける事務については、法案成立後速やかに自治体現場における事前検証作業を行うこと。その作業で確認された不十分あるいは不明な部分については、対策を明らかにして政省令へ反映させるとともに、導入・運用に関するガイドラインを策定して地方自治体に示すこと。

6. 第二段階における制度の導入・運用に関するガイドライン策定

第二段階としての情報提供ネットワークシステムの運用に際して、地方自治体が必要な準備作業および運用開始後の影響を受ける事務について、自治体現場における事前検証作業を行うこと。そしてその作業で確認された不十分あるいは不明な部分については、その対策を明らかにし、政省令の内容へ反映させるとともに、第二段階における導入・運用に関するガイドラインを策定して地方自治体に示すこと。

7. 住民向けの説明資料等の共有と緊急時の対応ガイドラインの策定

制度の導入・運用を円滑なものとするためには、地域住民の理解と協力が欠かせない。特に、番号の不正利用や詐欺、個人番号カードの紛失等の対応については、緊急ヘルプデスクの統合や関係機関への通知など、地方自治体だけでなく国の機関や民間企業等との連携が必要であるため、統一的なガイドラインを策定して地方自治体に示すこと。

8. マイナンバー法に対応した条例改正ガイドラインの策定

マイナンバー法と地方自治体における条例との整合性を図るため、地方自治体の個人情報保護条例の改正等、地方自治体において条例改正作業が必要となってくる。この導入は法定受託事務として行われるのであるから、国は条例改正ガイドラインを策定し地方自治体に示すこと。

なお、上記4から8に示す各種ガイドラインについては、制度の導入・運用後においても、自治体からの意見等を踏まえて国が定期的に内容を更新し、実務に即した最新版を提供すること。

9. 制度に関する適切な啓発・教育の充実推進

制度に伴う行政サービスの享受は、住民（国民）の誕生の時から始まり、住民の成長とともに活用されていくことになるため、様々な教育課程等をはじめとした啓発・教育の機会をとらえた適切な教育が重要である。

政府においては、制度を主管する政府部署を軸としつつ、文部科学省など教育関連分野とも連携して的確で十分な対応を推進し、信頼性のある制度として進展、確立できるように対処すること。

10. 地方自治体との協議と国民への周知

制度の構築に当たっては、この制度が地方自治体の実施している事務に極めて重大な影響を及ぼすことから、国と地方自治体が情報を共有し、地方自治体の意見が反映されるよう十分な調整・協議を行うこと。

また、導入した場合、混乱が生じることをないよう、国民への周知を徹底するとともに、地方自治体への早期かつ十分な情報提供を行うこと。

11. マイナンバー制度と医療分野の情報連携

保険者業務において医療費の過誤調整が大きな負担となっていることに加え、高額療養費の現物支給化に当たり、きめ細やかな限度額判定への対応が求められていることから、マイナンバー制度と医療分野の情報連携を行い、医療機関における高額療養費の判定情報等もフィードバックされる仕組みを確立すること。

情報化施策の推進と地上デジタルテレビ放送移行への支援等に関する提言

すべての国民がICTを活用し、その恩恵を享受できる社会を実現するとともに、地上デジタルテレビ放送への完全移行を円滑に実施するため、国は、次の事項について、適切かつ積極的な措置を講じられたい。

1. 情報化の推進

- (1) 情報通信格差是正のために整備した情報通信基盤設備の維持管理や更新について、必要な財政措置を講じること。
- (2) 情報通信基盤の整備を促進するため、民間事業者の参入が見込めない地域における超高速情報通信網の整備について、民間事業者への補助により民設民営による整備ができるよう制度の見直しを行うこと。

特に、情報通信利用環境整備推進交付金については、交付要件の緩和を図るとともに、地域間の格差是正や国土の均衡ある発展に資する事業であることにかんがみ、補助率を引き上げるとともに、市町村負担分に対しては特別交付税の措置を講じること。

2. 地上デジタルテレビ放送への完全移行

- (1) 地上デジタルテレビ放送を全ての市民が受信できるようにするため、国及び放送事業者の責任において、中継局の整備並びに共聴施設の整備・改修など受信環境整備について対応を促進するとともに、低所得世帯等を対象とする受信機器購入等に対する支援措置を継続すること。

また、地上デジタル放送移行に伴い整備された共聴施設の維持管理経費について、国が責任をもって財政支援措置を講じること。

特に、電波障害のある条件不利地域や新たな難視聴地域においては、CATVの活用や中継局及び共聴施設の整備・維持管理・改修など、国及び放送事業者の責任において、難視聴地域解消への対策に万全の措置を講じること。

- (2) 共聴施設やケーブルテレビ網の整備に伴い、電柱共架料が必要となる場合には、共架料の免除・軽減措置が図られる仕組みを創設するとともに、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」に免除・減免等の規定を追加すること。

3. 地域情報プラットフォームを活用した情報システムの導入に対する財政措置を講じるなど、地域情報プラットフォームの普及促進を図ること。

安全対策の充実強化等に関する提言

市民生活の安全対策の充実・強化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 拉致被害者の帰国から 10 年目の節目を迎える中、依然として問題解決に進展がみられないことから、「拉致問題の早期解決なくして日朝国交正常化はあり得ない」という基本方針を堅持し、拉致被害者再調査の早期実施、被害者全員の即時帰国、拉致の疑いが濃厚な特定失踪者等の行方の解明を含めた拉致問題の全容解明、及び北朝鮮に残されている拉致被害者全員の安全確保について、政府を挙げて最大限の努力を行うこと。また、拉致認定基準の見直しを図るとともに、拉致被害者家族の生活基盤が未だ脆弱な状態にあることから、家族の実情に適したきめ細やかな支援策を継続すること。

2. 自衛隊は国土の防衛とともに、災害派遣による安全・安心の確保に重要な役割を担っていることから、一層の機能増強等を図ること。

3. 基地周辺対策に係る財源を確保するとともに、助成対象の拡充を図ること。

また、米軍機の低空飛行訓練による激しい騒音が平穏な生活を乱している実情と、事故に対する不安の中で生活している住民の現状を踏まえ、低空飛行訓練が行われないよう、米軍関係当局に対し、更に強力な対応を行うとともに、騒音被害が解消されるまでの間、騒音や安全性に対する住民の不安を軽減するために必要な措置を講じること。

さらに、駐留軍等の再編に係る交付金制度については、その交付期間を延長すること。

4. MV-22 オスプレイの配備及び飛行訓練に対する国民、住民の声を真摯に受け止め、オスプレイの安全性や事故原因、周辺住民への影響等について、関係自治体に対して詳細に説明を行うとともに、その配備・飛行訓練等については、関係自治体の意向を十分尊重すべきである。

また、沖縄県民は過重な基地負担を強いられており、これ以上沖縄県に負担を押し付けることがないよう強く求める。

5. 日本海沿岸の海上保安対策に積極的な措置を講じること。
6. 公衆防犯灯のLED化推進に対する支援制度を創設するとともに、LED照明器具の製品規格標準化に向けた取り組みを推進すること。
7. 一人暮らしの高齢者や生活弱者の孤立死等を防止するため、個人情報保護に関する法律等の規制緩和を行うとともに、個人情報の取扱いや立入り調査に関するガイドライン等を作成すること。
8. 社会経済状況の不安定さに加え、東日本大震災をはじめとした災害被災者の増加により、自殺のリスクを抱え、心のケアが必要となる人が増え続けていることから、地域自殺対策緊急強化基金を恒久化するとともに、基礎自治体を実施する「いのちと暮らしの総合相談会」、専門家と連携し複合的問題を支援する専任職員の設置、再企図防止専門家チームの派遣などの自殺対策事業等に対して恒久的な財政支援措置を講じること。

また、自殺者への保険給付制度のあり方について検討するとともに、自殺を防ぎ“生きる支援”を行うための総合的なセーフティネットの構築について、積極的な検討を行うこと。
9. 「毒物及び劇物取締法」等の関係法令を強化し、青少年の違法ドラッグ等の薬物乱用及び暴力団による密売等に対する取締体制を強化するとともに、違法ドラッグ等の危険性・有害性について国民への啓発を行うこと。
10. 通学路の安全確保のため、国道における環境整備を促進するとともに、通学路における緊急合同点検により抽出された要対策箇所の整備について、財政措置を講じること。
11. 交通事故の防止と安全な道路交通を確保するため、地域自主戦略交付金の交通安全施設整備事業費への配分を大幅に増額するよう財政措置を講じること。

合併市町村の振興等に関する提言

合併市町村における円滑な行政運営と計画的な地域振興等を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 合併特例法及び合併新法等に基づき合併した市町村における地域活力や住民サービスを維持することができるようにするため、普通交付税の合併算定替の期間の延長や行政運営の実態に即した交付税算定を行うこと。
2. 合併特例債については、公共施設の維持補修等地域の実情に応じた幅広い活用ができるよう、充当範囲の拡大を図ること。

過疎対策等の推進に関する提言

過疎対策等の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 過疎対策事業債の対象となる市町村計画に係る事業について震災の影響により新たな地域課題が生じていることにかんがみ、過疎地域の指定(みなし過疎含む)を受けている合併市における過疎対策事業債の発行期間を更に延長すること。
2. 過疎地域において地域医療の中核的な役割を担う公的病院について、その建設に係る助成についても特別交付税の対象とすること。

住民基本台帳及び戸籍制度等の改善等に関する提言

住民基本台帳及び戸籍制度等の適切な運用のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 本人が住民票の写しや戸籍謄本等の交付状況を知り得る制度とすることや、請求事由の明確化及び不正請求に対する一層の罰則強化を行うなど、個人情報保護の更なる充実を図ること。
2. 住民基本台帳ネットワークシステムの維持管理や住民基本台帳カードの普及促進に要する経費に対し、十分な財政措置を講じること。
3. 在留カードの常時携帯義務の見直し、各種申請等に係る義務年齢の引上げ等、在留外国人の負担軽減を図るとともに、在留カードに係る更新等の手続の利便性を高めるため、入国管理局の出張所を増設すること。
4. 民法第 772 条第 2 項のいわゆる 300 日規定に係る出生届について、実情に即して受理することができるよう、法改正を含め所要の措置を講じること。

人権擁護の推進に関する提言

人権擁護の推進を図り、住民の基本的人権を護るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 人権尊重の理念を啓発し、差別や虐待などの人権侵害を防止するとともに、被害者を救済するため、実効性ある人権擁護・人権救済制度を早期に確立し、制度の積極的な周知を図ること。
2. 人権問題に関する国民の正しい理解と認識を深めるため、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、人権意識の高揚に向けた人権教育及び啓発の一層の推進を図ること。
3. インターネット上における人権侵害を予防するため、より実効性のある制度を確立するとともに、全国の同和地区に関する地名の記載に対して、国の人権擁護機関が迅速に削除要請を行うこと。

北方領土の早期返還、竹島に関する広報活動等の推進 に関する提言

北方領土の早期返還及び竹島に関する広報活動等の推進のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 北方領土の早期返還について

- (1) 一日も早い北方領土問題の解決と平和条約締結に向け、国内外世論の喚起に努めつつ、強力な外交交渉を行うなど、引き続き最大限の努力をすること。
- (2) 北方領土問題に係る啓発活動を強化するとともに、返還要求運動を次の世代に引き継いでいくため、青少年教育と後継者育成に努めること。
- (3) 「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」及び「北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針」に基づく施策の予算化や事業の実施を推進すること。
- (4) 早期返還に向けた戦略的環境づくりのため、北方四島交流事業をはじめ、北方墓参、自由訪問などの着実な推進と、日本の法的立場を害さない形での北方四島における共同経済活動の検討を積極的に進めること。
- (5) 北方領土周辺海域における安全操業の円滑な実施について万全を期すこと。

2. 竹島に関する広報活動等の推進について

- (1) 竹島問題に対して毅然とした対応を取るとともに、北方領土と同様に、内閣府において竹島問題に関する広報啓発活動を所管する組織を設置すること。
- (2) 竹島問題や、国境離島が果たしている役割などを国民に啓発する施設を設置すること。

地籍調査及び統計調査の推進等に関する提言

地籍調査及び統計調査について、計画的・効率的な事業の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地籍調査事業を円滑に推進するため、調査に係る職員の人件費を国庫補助の対象とする等、必要かつ十分な財政措置を講じるとともに、土地所有者の追跡調査が円滑に遂行できるよう、必要な措置を講じること。
2. 国勢調査等の統計調査に係る都市自治体への委託費の算定については、地域の実情等に配慮するとともに、調査が円滑に実施できるよう、所要額を適正に措置すること。
また、統計調査の実施時期を見直し、統合を図るとともに、民間事業者の積極的な活用など、調査事務の効率化を進めること。
3. 基幹統計調査について、統計調査結果の早期公表に向けた取組を推進すること。
また、集計結果を市町村単位で活用できるよう制度を見直すとともに、調査票情報を利用するための手続きを各府省で統一し、簡略化すること。

選挙制度に関する提言

選挙制度について、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 選挙に係る経費については、適正な基準額の設定を行い、所要額を適切に確保すること。
また、ICTの活用による効率化や選挙運動に係る公費負担及び投票時間のあり方等について検討を行い、選挙に係る経費の削減を図ること。
2. 市区長選挙について、法に規定されたビラ（マニフェスト）の頒布枚数では不十分であることから、枚数の上限を見直すこと。
3. 衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査における期日前投票の期間等を整合的に見直すこと。

後見制度の推進等に関する提言

後見制度の推進等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 市民後見人の養成等市町村における体制の整備を推進していくため、市民後見推進事業の継続及び予算措置の拡充を図ること。
2. 成年後見人の報酬の算定基準等については、地域間で格差が生じないように、全ての家庭裁判所において統一すること。
3. 保護司活動が円滑に行われるよう、面接のための事務所等の整備・確保を図ること。

都市税源の充実強化等に関する提言

都市の自主財源の根幹である都市税源を充実させるため、国は、次の事項の早期実現のため適切な措置を講じられたい。

1. 真の分権型社会の確立に向けた地方税体系の構築

(1) 地方の財政自主権の拡充及び税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

真の分権型社会の実現に向け、地方自治体の自立的かつ効率的な行財政運営を可能とする地方税中心の歳入構造を構築するためには、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、地方が担う事務と責任に見合った税源配分とすることが必要である。

については、次の措置を講じること。

- ① 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

その際、税源の偏在是正だけに着目した地方税による税収配分の調整は行わないこと。

- ② 都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

(2) 権限移譲に伴う税財政措置

国または都道府県から都市自治体への権限移譲に当たっては、税源移譲等による適切かつ確実な税財政措置を講じること。

(3) 税制改正に関する地方の意見の反映

地方に影響を及ぼす税制改正の検討に当たっては、「国と地方の協議の場」等を通じ、地方の意見を十分反映すること。

2. 環境施策に係る地方の役割に応じた地方税財源の確保

都市自治体の地球温暖化対策に係る財源については、地球温暖化対策など環境施策において都市自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、その役割等

に応じた税財源を確保する仕組みとすること。

3. 車体課税の維持確保

自動車重量税及び自動車取得税については、都市自治体の極めて厳しい財政状況を踏まえ、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め堅持すること。

なお、今後、車体課税の見直しをする場合においても、各都市自治体の財政運営に支障が生じないように、必要総額が確保できるような制度設計とすること。

4. 都市税源の充実強化

以下の事項について、充実強化を図ること。

(1) 個人住民税

① 都市自治体が担うべき基礎的行政サービスを安定的に供給するため、個人住民税の都市自治体への配分を充実させること。

② 個人住民税の本来の性格を踏まえ、新たな政策的控除の導入は原則として行わないこと。

特に、消費税率引上げを踏まえた住宅取得対策として住宅借入金等特別税額控除制度の延長等を検討するに当たって、国の政策減税に伴う税額控除は所得税で行われるべきものであり、仮に個人住民税に影響を及ぼす場合にあっては、その減収補てんについて、国の責任により全額措置すること。

③ 人的控除の見直しに当たっては、個人住民税と所得税の税体系上の整合性の観点等を踏まえて検討すること。

(2) 法人住民税

① 法人所得課税については、法人の活動と都市行政との関わり大きさ、都市税源としての重要性等に鑑み、法人住民税として都市自治体への配分を充実すること。

また、国の施策として法人実効税率の引下げを行う場合は、個別団体において減収となることがないように国の責任において確実に措置すること。

② 法人住民税均等割については、広く住民が地域社会の費用を分担するものであり、地方分権を支える重要な税であるという性格や長期にわたり見直しがされていない現状を踏まえ、その税率を引き上げること。

③ 日本銀行については、国庫納付金が所得の算定上損金に算入されているため、

国庫納付金の多寡によって法人住民税の税収に大幅な変動を来す等の問題があるので、安定した税収入を確保できるよう、これらについて抜本的な見直しを行うこと。

(3) 固定資産税

- ① 固定資産税は、税源の偏在性が小さく、行政サービスの提供を支えるうえで重要な基幹税目であることから、その安定的確保を図る観点により、商業地等に係る固定資産税の負担水準のあり方について見直すこと。
- ② 償却資産に対する固定資産税は、資産課税としての性格を踏まえ、「機械及び装置」に対する課税や取得価額の5%を評価額の最低限度とする、現行制度を堅持すること。
- ③ 家屋の評価方法は、その複雑さから納税者の理解を得にくく、その事務量が膨大になっていることから、家屋評価方法の簡素化・合理化を図ること。
- ④ 固定資産税等については、法定納期限等以前に設定された抵当権の優先の規定等により、徴収が非常に困難となる事例が多く存在するため、関連する制度の改善を図ること。

(4) 軽自動車税

軽自動車の大型化・高性能化及び自動車税との負担の均衡を考慮し、標準税率を引き上げること。

特に原動機付自転車については、貴重な地方の税収であるにもかかわらず、徴税効率が極めて低水準にとどまっていることから、課税のあり方、標準税率、課税方法等の課税制度の抜本的な見直しを図ること。

(5) 地方たばこ税

地方たばこ税は、偏在性が小さい税であり、地方にとって貴重な財源であることから、厳しい地方財政の状況を踏まえ、現行のたばこ税の国と地方の配分割合1:1を引き続き堅持すること。

(6) 事業所税

事業所税は、都市環境の整備及び改善に充てる貴重な財源であるため、昭和61年度以降据え置かれている資産割の税率の見直し等、その充実を図ること。

(7) 交付金・地方譲与税

- ① ゴルフ場利用税については、ゴルフ場所在地におけるゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源であることから、現行制度を堅持すること。
- ② 基地交付金・調整交付金については、自治体の固有の税源である固定資産税

等の代替的性格を有するものであり、一般行政施策と同列視して減額することなく、十分な予算額を確保すること。

- ③ 特別とん税については、港湾施設の整備に要する費用の増大等に鑑み、税率を引き上げること。

(8) 地方税における税負担軽減措置等の整理合理化

地方税における税負担軽減措置等については、税負担の公平確保の見地からより一層の整理合理化を図ること。

特に、固定資産税の非課税、課税標準の特例措置については、抜本的に是正措置を講じること。

また、地方税収に影響を及ぼす国税における租税特別措置についても見直しを行うこと。

(9) 大都市等の事務配分の特例に対応した税制の充実強化

- ① 政令指定都市については、事務配分の特例により、道府県の事務・権限が移譲されているが、地方税制は事務・権限に関わりなく画一的であるため、移譲された事務に必要な財源について、税制上の措置が不十分であるので、真の分権型社会の確立のためにも、道府県税からの税源移譲により、事務配分に見合った税制上の措置を講じること。

また、中核市及び特例市についても、事務配分の特例等に見合った税制上の措置を講じること。

- ② 政令指定都市の市立小・中学校等の教職員に係る給与費負担の移管に当たっては、退職手当、事務関係経費を含めた所要額全額を税源移譲により措置すること。

また、中核市等への人事権の移譲に当たっても所要額全額を税源移譲により講じること。

併せて、学級編制や教職員定数、教職員配置等の包括的な権限移譲を行うこと。

5. 課税・徴収体制等の改善

地方税に対する住民の理解と信頼を得るとともに、課税・徴収事務の効率化を図る観点から、税負担の公平を確保しつつ、住民に分かりやすい制度とすること。

(1) 還付加算金の見直し

還付加算金の利率については、社会経済情勢を反映した利率となるよう見直し

を図ること。

特に法人住民税の中間納付額の還付に係る還付加算金については、早急に廃止を含めた見直しを図ること。

(2) 公的年金からの個人住民税の特別徴収制度の改善

公的年金からの個人住民税の特別徴収制度については、受給者の転出入や税額変更に伴う徴収方法の変更に関して、迅速かつ合理的な事務処理が可能となる、また、納税者の理解を得やすい徴収方法となる制度に改善すること。

加えて、日本年金機構から都市自治体へ提供される特別徴収対象者情報等の提供時期については、6月初めに納税義務者に税額通知をするため、現状より前倒しすること。

(3) 個人道府県民税の徴収取扱費の算定の見直し

個人道府県民税の徴収取扱費の算定については、各都市自治体が取り組む納税環境の整備や徴収努力が反映された算定となるよう見直すこと。

(4) 税の電子申告の普及啓発

国、地方を通じて、税の電子申告が積極的に活用されるためには、納税者の理解が不可欠であり、今後、さらに税の電子申告を促進させるため、国においても、普及啓発に努めること。

(5) 電磁的方法による確実なデータ提供等

① 市税の賦課、決定に当たっては、所得税の確定申告書に添付される資料等、配当・報酬データ、生命保険契約等の年金及び一時金、損害保険契約等の年金及び満期返戻金等のデータ、法務省所管の商業登記データ等を用いているが、これらのデータは紙で供されており、都市自治体職員が税務署等に出向いて閲覧し、確認しなければならず多大な労力と費用を費やしている。よって、課税事務の効率化のため、必要なデータについては eLTAX の利用をはじめとした電磁的方法により確実に提供されるようにすること。

② e-Tax による所得税の確定申告では、源泉徴収票等の添付が不要とされており、適用控除項目及び控除額等が不明なものがあるため、住民税の賦課事務に支障を来していることから、必要なデータについては、電磁的方法により確実に提供されるよう運用を改善すること。

③ 所得税の確定申告データについて、都市自治体の賦課事務に支障を来さないよう年度末までに提供すること。また、所得税の確定申告書第二表の数値について電磁的方法によるデータ化を早期に講じること。

- ④ 国等が提供する税務情報の仕様等を創設、変更するに当たっては、都市自治体の意見を十分反映すること。また、税制改正等に伴う都市自治体のシステム開発等に係る経費については、必要な財政措置を講じること。

(6) 税制改正における国等の対応

地方税制に対する住民の理解と信頼をより確かなものにしていくためには、税制度についての広報活動を充実する必要がある。そのため、国・都道府県・市町村の協力体制を強化すること。

また、社会保障・税番号制度や給付付き税額控除など新たな制度の導入等に当たっては、円滑に制度の導入・運用がされるよう、都市自治体の意見を十分踏まえるとともに、適宜・適切な情報提供を行うこと。

6. 地方税法の改正時期

地方自治の根幹である税条例の改正について地方議会での議論の時間や住民への周知期間が十分確保されるよう、地方税法等の改正の時期について配慮すること。

7. 東日本大震災関係

東日本大震災の被災者に対する地方税等の減免措置による減収額については、必要かつ十分な財政支援措置を講じること。

地方交付税総額の確保に関する提言

地方交付税は地方の固有・共有の財源であり、地方自治体の財政需要に対応した交付税総額が確保されなければならない。

よって、国は、安定的な地方財政運営が図られるよう、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 都市自治体における地方単独事業を含めた社会保障給付サービスや、増大する道路・橋梁、学校等の改修費用、地域の人口動態や行政区域の拡大等に伴う財政需要等を的確に地方財政計画に反映させ、必要な地方交付税総額を確保し、地方交付税の持つ財源調整・財源保障の両機能を強化すること。
2. 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率を引き上げること等により解消を図ること。
また、これまで発行を余儀なくされた臨時財政対策債の元利償還金については、不交付団体を含め、確実に財源措置を講じること。
3. 地方交付税が、国から恩恵的に与えられているものでないことを明確にするため、「地方交付税」を国の特別会計に直接繰入れ等を行う「地方共有税」に変更すること。
4. 都市自治体は、これまで給与の独自削減や人員削減を行うなど、厳しい行財政運営に取り組んできており、国家公務員の給与の削減措置について、地方財政計画や地方交付税の算定には決して反映させないこと。
5. 基準財政需要額の算定及び見直しに当たっては、地方単独事業を含めた社会保障経費の増嵩をはじめ、人口動態の変化や行政区域の拡大、市街地の分散化等、都市自治体の実情を的確に反映し、算定方法の再構築を図ること。
6. 基準財政収入額の算定に当たっては、算定額と実際の税収に乖離が生じた場合、適切な補てん措置を講じること。

7. 特別交付税については、その割合を引き下げ、普通交付税に段階的に移行することとされているが、交付額の算定に当たっては、各都市自治体の特別な財政需要に十分配慮すること。

8. 東日本大震災関係

復旧・復興事業及び緊急防災・減災事業に係る財政需要については、地方単独事業分も含め的確に地方財政計画（東日本大震災分）に反映させ、必要な財源を確保すること。

国庫補助金等に関する提言

国庫補助金等については、真の地方分権を実現していくために、地方の自由度を高め、自立した行政運営ができるよう、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 都市自治体の意見を反映した地域自主戦略交付金の制度設計

市町村向けの国庫補助金等の地域自主戦略交付金化の制度設計に当たっては、先行する都道府県及び政令指定都市の運用状況を踏まえ、「国と地方の協議の場」等で都市自治体と十分協議し合意形成を図り、次の措置を講じること。

- (1) 総額については、従来の国庫補助金等の総額を縮減することなく、必要額を確保するとともに、当該交付金化に伴う地方債措置についても、新たな財政負担が生じることのないよう万全の措置を講じること。
- (2) 配分については、団体間・年度間の事業費の変動等の地域の実情に配慮するとともに、地方交付税制度との整合性に留意すること。
また、交付額については、積算根拠を明らかにし、予算編成等に支障が生じることのないよう、早期に明示すること。
- (3) 市町村の自由裁量拡大に寄与しない義務的な国庫補助金等や一部事務組合等に対する国庫補助金等は対象外とするとともに、予算編成等に支障が生じることのないよう、早期に対象事業等の情報提供を行うこと。
- (4) 地方の自由度を高める観点から、国の事前事後の関与を極力縮小するとともに、手続の簡素化など事務負担の軽減を図ること。
- (5) 地域自主戦略交付金はあくまでも、国と地方の役割分担に応じた適正な税源配分が行われるまでの過渡的な措置とし、その全体のスケジュールを明らかにすること。
- (6) 政令指定都市分については、対象要件の緩和など自由裁量拡大に寄与する不断の見直しを行うとともに、必要額を確保すること。

2. 国庫補助金等については、地方分権の理念に沿って、国と地方の役割分担を再整理し、明確化した上で、真に国が責任をもって負担すべき分野を除き廃止し、税源移譲を行い、その際、補助率の引下げや補助対象の縮減等地方への一方的な負担転

嫁は断じて行わないこと。

また、都市自治体の事業執行に支障が生じることのないよう必要額を確保するとともに、交付時期等の改善、手続きの簡素合理化等を図ること。

3. 国庫補助負担金を受けて整備された公共施設の廃止・解体、目的外転用などの処分について、地域の実情に応じた対応が可能となるよう一層の弾力化を図ること。

地方債等の充実・改善に関する提言

地方債等の充実・改善を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活関連社会資本等の整備を推進するため、所要の地方債総額を確保するとともに、長期・低利の良質な公的資金の安定的確保を図ること。
2. 公債費負担の軽減を図るため、平成 24 年度までの措置とされている公的資金の補償金免除繰上償還について、平成 25 年度以降も措置を延長するとともに、不交付団体も対象としたうえで、年利等の対象要件の緩和を図ること。
また、地方債の償還に対する財政措置の充実を図ること。
3. 起債充当率の引上げ、償還年限の延長等貸付条件の改善を図ること。
4. 都市自治体に対する長期・低利の地方債資金を安定的に確保するため、非居住者等の受け取る地方公共団体金融機構が発行する振替債等の利子等に係る非課税措置について、振替国債、振替地方債と同様に恒久化すること。
5. 東日本大震災関係
東日本大震災以降、防災に係る財政需要額が増加していることから、都市自治体が円滑に事業を実施できるよう、地方単独事業分を含め、緊急防災・減災事業に必要な地方債資金を確保するとともに、適切な財政措置を講じること。

安定的な地方財政運営の確保に関する提言

安定的な地方財政運営に資するため、国は、次の事項について、積極的な措置を講じられたい。

1. 都市自治体は、安定した財政運営と事業の円滑な推進のため、予見可能性の向上が必要であり、国は、中期財政フレームを踏まえた地方財政の全容を早期に提示すること。
2. 「財政運営戦略」においては、国と地方のプライマリー・バランスの黒字化が財政健全化目標とされているが、その推進に当たっては、これまで国を上回る行財政改革に努めてきた地方の実態を踏まえ、「財政運営戦略」に則り、まず国が行政改革に取り組むとともに、地方財政の自主的かつ安定的な運営に配慮し、地方に負担転嫁しないこと。
3. 国の責任において実施されるべき新たな制度創設や制度改正に当たっては、都市自治体の意見を反映させるため、事前に「国と地方の協議の場」等で十分協議を行うとともに、事務費を含め全額国庫負担とし、地方に財政負担や事務手続上の過大な負担が生じることのないようにすること。
4. 都道府県事業等における市町村負担金に係る地方債発行額については、財政健全化法の健全化判断比率に影響を及ぼすことのないよう、実質公債費比率及び将来負担比率の算入から除外すること。

介護保険制度に関する提言

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 財政運営について

- (1) 介護保険財政の健全な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担が過重とならないよう、十分かつ適切な財政措置を講じること。
- (2) 介護給付費負担金については、各保険者に対し給付費の 25%を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化すること。
- (3) 介護保険が将来にわたって持続可能な制度となるよう、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、保険運営の広域化について検討すること。

2. 低所得者対策等について

- (1) 低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。
- (2) 認知症対応型共同生活介護について、低所得者の居住費・食費に対する負担軽減措置を講じること。
- (3) 難病や認知症の方が必要なサービスを受けることができるよう、支援の在り方を検討すること。

3. 介護サービスの基盤整備等について

- (1) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤整備や介護従事者の確保について、財政措置を含む必要な対策を講じること。
特に、介護基盤緊急整備等臨時特例基金について、平成 25 年度以降も継続すること。
- (2) 市町村認知症施策総合推進事業を引き続き実施すること。
- (3) 介護保険施設の入所利用費を軽減すること。また、特別養護老人ホームのユニ

ット型個室について、適切な負担で利用できるよう対策を講じること。

4. 第1号保険料について

第1号保険料について、世帯概念を用いた賦課方法や保険料算定の在り方を含め、より公平な設定となるよう見直しを行うこと。

5. 要介護認定等について

要介護認定代行申請について、現在認められていない認知症対応型共同生活介護などの事業者にも拡大すること。

6. 東日本大震災関係について

保険料や利用者負担の減免措置が被災地の被保険者の負担とならないよう、また、被災地の保険者の円滑かつ健全な制度運営が可能となるよう、国の責任において十分な財政措置を講じること。

7. その他

- (1) 介護保険制度における「住所地特例」について、救護施設等の福祉施設やサービス付き高齢者向け住宅まで適用範囲を拡大するなど、適切な措置を講じること。
- (2) 保険者が回収できなかった介護給付費の不正請求等の収入未済額について、被保険者が負担する仕組みを改め、国の責任において適切な予算措置を講じること。

国民健康保険制度等に関する提言

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医療制度改革について

(1) 医療制度改革を実施するに当たっては、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向けて、国の責任において安定財源を確保することにより、財政基盤の強化を図ったうえで、都道府県を保険者とし、市町村との適切な役割分担のもと、国保制度の再編・統合等を行うこと。

また、その再編・統合の時期については、早期かつ確実に実現するため、当該施行時期を明確に示すこと。

なお、新たな制度への移行に際しては、被保険者や現場に混乱を招くことのないよう、都道府県の意見を尊重するとともに、十分な準備・広報期間を設けること。

(2) 医療制度改革に伴い、市町村の負担増は決して招かないよう、国の責任において万全の対策を講じること。

特に、新制度発足に伴って発生・波及するシステム経費等については、超過負担を招かないよう必要な額を確実に確保すること。

また、新たなシステム設計については、新制度が円滑に運用できるよう、都道府県の意見を十分に踏まえ、国の責任において構築するとともに、十分な準備・検証期間を確保すること。

2. 国民健康保険制度について

(1) 新制度に移行するまでの間、国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、都道府県と市町村の適切な役割分担のもと国保の広域化を推進するとともに、国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。

特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。

(2) 保険財政共同安定化事業について、事業対象をすべての医療費に拡大する際に

は、拠出超過に転じる保険者に対し適切な財政措置を講じること。

(3) 制度改正に当たっては、電算システムの改修経費等について必要な財政措置を講じるとともに、政省令等について早期に情報提供すること。

(4) 調整交付金について、算定や配分の方法のあり方やその見直しを含め、わかりやすい制度となるよう検討すること。

(5) 各種医療費助成制度等市町村単独事業の実施に伴う療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を廃止すること。

(6) 特定健康診査・特定保健指導について

① 国保に義務付けられている特定健康診査・特定保健指導については、地域の実態を踏まえ適切に実施できるよう保健師の確保等に係る財政措置をはじめ十分な支援策を講じること。

また、事業主健診の結果を保険者へ送付する仕組みなど国保と被用者保険等との円滑な連携の仕組み等を構築すること。

さらに、実施率向上のため、都市自治体が独自に実施している取組みについて財政支援措置を講じること。

② 特定健康診査等の充実等を図るため、検査項目や基準単価等について、実態に即した見直しを行うとともに、都市自治体の実施している総合的な健康づくり事業について、支援策を講じること。

③ 特定健康診査・特定保健指導の実施率等による後期高齢者支援金の加算・減算措置を撤廃すること。

(7) 度重なる制度改正等により、市町村の事務負担が増加していることから、事務の効率化を図ること。特に、資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整について、被保険者を介さず保険者間において直接処理できるよう措置を講じること。

(8) 出産育児一時金について、平成 22 年度の国庫負担割合を維持すること。

(9) 被保険者の資格情報等について、被用者保険の保険者が資格喪失の情報を国保保険者に通知するとともに、それに基づき職権処理できるよう、制度化すること。

(10) 国保保険料（税）の統一的な減免制度を拡充するとともに、必要な財政措置を講じること。

(11) 被保険者間の負担の公平を確保するため、連帯納税義務など実効ある保険料（税）徴収対策を講じること。

(12) 医療費適正化を推進するため、被保険者や医療機関等へのジェネリック医薬品

の安全性や有効性の周知・啓発を行うなど、実効ある対策を推進すること。

(13) 精神・結核の保険優先化等に伴う国保財政の負担増について、必要な財政措置を講じること。

(14) 葬祭費に対する財政措置を講じること。

(15) 保険者間の資格異動等に伴い、異動月に高額負担が生じないよう、高額療養費自己負担限度額を軽減する特例を設けること。

3. 後期高齢者医療制度について

(1) 後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、保険料の上昇を抑制する措置を引き続き継続するとともに、国の責任において十分な財政措置を講じること。

(2) 健康診査の充実を図るため、検査項目について見直しを行うこと。

4. 東日本大震災関係について

国民健康保険及び後期高齢者医療制度において、被災した被保険者に係る保険料(税)減免及び医療費の一部負担金免除に対する全額財政支援を国の責任において実施すること。

また、被災地の保険者が震災の影響による保険財政の逼迫を招くことなく、円滑かつ健全な制度運営ができるよう、必要かつ十分な財政措置を講じること。

少子化対策に関する提言

少子化対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 総合的な子育て支援策について

(1) 実施主体である都市自治体が地域のニーズに基づき総合的な子育て支援施策を展開することが可能となるよう、確実に財源を確保すること。

また、今後、制度の詳細の検討にあたっては、都市自治体と丁寧な協議を行い、その意見を十分反映させること。

(2) 利用者、事業者及び都市自治体子ども・子育て関連3法に基づく新たな制度に円滑に移行できるよう、十分かつ適切な準備期間を確保するとともに、利用者等に対し周知に努めること。併せて、事務的経費等について必要な財源措置を講じること。

(3) 総合的な子育て支援策の推進にあたっては、国の所管を一本化すること。

(4) 子ども・子育て包括交付金については、都市自治体が地域の実情に応じて子育て施策を展開できるよう、最大限使途を弾力化した交付金とすること。

2. 都市自治体の子育て施策を効果的に展開できるよう、次世代育成支援対策施設整備交付金及び子育て支援交付金について、その総額を確実に確保すること。

3. 安心子ども基金について、必要な財源を確保したうえで、平成 25 年度以降も継続するとともに、当該基金の対象事業の拡充を図ること。

4. 児童手当等について

(1) 児童手当について、支給に係る都市自治体の負担軽減を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

(2) 児童手当からの特別徴収について、真に実効性のある制度とすること。

(3) 年少扶養控除等の見直しに伴う地方増収分については、都市自治体が独自の施策展開を図るための貴重な一般財源であり、その使途は都市自治体の裁量に委ねること。

- (4) 里帰り出産などにより経過措置の期間内に申請することができない場合もあることから、資格認定のあり方について見直しも含めて検討すること。
- (5) 今後、制度改正を行う場合には、都市自治体と丁寧に協議し、地方の意見を十分に反映するとともに、十分な周知と準備期間の確保を図ること。

5. 保育対策について

- (1) 保育所待機児童の解消や耐震化を含む保育所施設整備等のため、地域の実態を十分に踏まえ、財政措置の拡充を図ること。
- (2) 多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、保育所運営費等について地域の実情に即した十分な財政措置を講じるとともに、児童福祉施設最低基準の適切な見直しを行うこと。
また、一時預かり、病児・病後児保育、事業所内保育等を安定的に実施できるよう財政措置の拡充を図ること。
- (3) 保育所徴収金基準額について、保護者・自治体の負担や地域の実態を考慮しつつ、子育て家庭の負担軽減を図ること。
- (4) 保育所統合により廃所となった施設の活用・解体費用について、財政支援措置を講じること。
- (5) 厚生労働省、文部科学省がそれぞれ所管している保育所と幼稚園の機能を一つにする幼保一体化を早急に実現すること。
- (6) 現行の認定こども園について、施設の類型によって財政措置等が異なる不合理を見直し、均衡ある財政措置を講じること。

6. 放課後児童対策等について

- (1) 「放課後児童健全育成事業」及び「放課後子ども教室推進事業」について、一体的に推進できる体制を整備するとともに、運営実態にあわせた財政措置の拡充を図ること。
- (2) 現行の「放課後児童健全育成事業」について、十分な財政措置を講じるとともに、障害児受入れや補助基準の基準開設日数・児童数等について、地域の実態に柔軟に対応した運営を確保するなど、放課後児童対策の更なる充実を図ること。
- (3) 児童の安全確保及び適正規模による児童厚生施設等の運営のため、施設の創設時だけでなく、建替え時等においても児童厚生施設等整備費補助金の補助対象とすること。

7. 児童扶養手当における所得制限限度額を緩和し、一部支給停止措置を見直すとともに、給付費の地方負担に対して、十分な財政措置を講じること。
また、児童扶養手当と公的年金の併給を可能とすること。
8. 父子家庭についても、「母子及び寡婦福祉貸付金」等の母子家庭支援制度の対象とするなど、父子家庭も含めたひとり親家庭に対する施策の充実を図るとともに、所要の財源措置を講じること。
9. 母子家庭自立支援給付金事業について、十分な財政措置を講じること。特に、高等技能訓練促進費については、拡充したうえで恒久的な制度とすること。
また、当該給付金は非課税所得とすること。
10. 子どもの医療費無料化制度を創設すること。
11. ひとり親家庭及び寡婦に対する医療費助成制度を創設すること。
12. 妊婦健康診査の公費負担について、妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図るため、十分な財政措置等を講じるとともに、恒久的な制度とすること。
13. 出産育児一時金について、平成 22 年度の国庫負担割合を維持すること。
14. 未婚化・晩婚化の進展にかんがみ、都市自治体及び民間事業者等が行う結婚に結び付く取組みに対し、財政支援を行うこと。

保健福祉施策に関する提言

保健福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活保護制度等について

(1) 「生活支援戦略」について

- ① 生活保護制度の見直しを含む「生活支援戦略」を策定する際には、特に生活保護業務の実施主体である都市自治体の意見を十分に反映させること。
- ② 生活保護制度の見直しについては、生活保護受給者が増加し続けている都市自治体の危機的状況を踏まえ、今後検討・実施するとされている各施策について、都市自治体の理解を得たうえで速やかに実施していくこと。
- ③ 新たな生活困窮者支援体系については、相当の財源とマンパワーを要することや関係機関の機能と役割の整理が必要であること等から、今後、都市自治体はじめ現場を担っている関係者と丁寧に協議を行い、理解を得たうえで構築すること。

(2) 国の責任において、不正受給や貧困ビジネスを厳正に排除するなど、生活保護の適正化に向け必要な法改正等を行うとともに、稼働可能層に対する一層の就労自立支援策を講じること。

(3) 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、本来全額国庫負担とすべきであること。

なお、それまでの間、急激な受給世帯増加による都市自治体の負担増に対し、財政措置を講じること。

(4) 地域の実情に即した級地区分の見直しを行うとともに、全国的な整合を図りつつ、夏季加算の創設について検討を行うこと。

(5) 生活保護費の障害者加算の認定に当たって、精神障害者については、国民年金保険料の納付者と未納者で不均衡が生じないよう制度を改めること。

(6) 地理的条件の悪い地域に居住する生活保護受給者が日常生活上の用に供する自動車の保有が可能となるよう制度の改善を図ること。

(7) 被保護者の家庭裁判所への成年後見申立に要する費用及び成年後見人等への報

酬費用について、生活保護法の支給対象とすること。

(8) 入国直後の外国人が生活保護を申請する場合があることから、入国時の審査を徹底するなど、国の責任において必要な対策を講じること。

2. 民生委員の担い手の確保と、活動しやすい環境づくりのため、その処遇改善を図るべく、関係法令の見直しを行うこと。

また、民生委員・児童委員の増員やその役割についても、地域の実情を踏まえて見直しを行うこと。

3. 原子爆弾被爆者の原爆症認定制度については、被爆者が高齢化していることにかんがみ、当該制度を早期に見直すとともに、認定に係る審査をより一層速やかに行うよう努めること。

障害者福祉施策に関する提言

障害者福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 障害者自立支援法及び児童福祉法について

(1) 障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付、地域生活支援事業、障害児通所支援事業等について、都市自治体の超過負担が生じないように、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じるとともに、障害特性等を考慮した、障害福祉サービスや相談支援体制の充実等を図ること。

また、利用者負担について一層の軽減策を講じること。

(2) 事業者による安定的な事業運営及びサービス提供が可能となるよう、サービスの利用実態等を十分踏まえ、必要な措置を講じること。

(3) 自立支援医療について、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担の軽減措置と同様の措置を講じること。

2. 障害者総合支援法に基づく制度の構築に当たっては、関係者や都市自治体の意見を十分に踏まえ、障害者の生活が保障された安定的な制度とすること。

また、都市自治体、利用者及び事業者等が新制度に円滑に移行できるよう、制度設計の速やかな情報提供や準備期間の確保等に十分配慮するとともに、移行に要するシステム改修費等の諸費用について十分な財政措置を講じること。

3. 精神障害者に係る公共交通運賃、有料道路料金について、割引制度を設けるとともに、身体障害者及び知的障害者に係る運賃割引等の利用制限の撤廃や利用手続きの簡素化等について、関係機関へ要請すること。

また、NHK放送受信料免除に係る証明事務等について、人件費等の必要な経費負担及び事務処理の簡素化を図るよう働きかけること。

4. 重度障害者への医療費助成について、十分な支援措置を講じること。

5. 障害者に対する虐待の防止について、法の施行を円滑にするために一層の支援措

置を講じること。

6. 発達障害児等の早期発見・早期療育に係る都市自治体の事業について、十分な財政措置を講じること。
7. 障害者の地域での社会参加を保障するため、障害者の就労支援について十分な支援措置を講じること。
8. 障害者等が障害者用駐車スペースを円滑に利用できるよう、「パーキングパーミット制度」の全国的な導入を図ること。

地域医療保健に関する提言

地域医療保健の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医師確保対策について

(1) 産科医・小児科医・外科医・麻酔科医等をはじめとする医師、看護師等の不足や地域間・診療科間等の医師偏在の実態を踏まえ、安心して質の高い医療サービスの安定的な提供を実効あるものとするとともに、医学部を新設して地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師・看護師等の絶対数を確保するべく即効性のある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

また、病院勤務医及び看護師等の労働環境の改善を図るための支援策及び十分な財政措置を講じること。

(2) 医学部定員の更なる増員等により、医師の絶対数を確保すること。

(3) 医師等の不足が深刻な特定診療科や救急医療において、医師・看護師等の計画的な育成、確保及び定着が図られるよう、実効ある施策及び十分な財政措置を講じること。

また、産科・小児科医の集約化・重点化に当たっては、拠点病院である公的病院に適切な配慮を行うこと。

(4) 医学部入学に際し、実効ある「地域枠」を設けること。

また、地域医療を担う医師を養成するための「奨学金制度」等を拡充するとともに、十分な財政措置を講じること。

(5) 看護師・助産師等医療を支える専門職の養成・確保及び地元への定着等を図るため、養成機関の充実や労働環境の改善等適切な措置を講じるとともに、財政措置等の充実を図ること。

(6) 育児休業後の円滑な職場復帰等、女性医師等の医療従事者が継続して勤務できる環境を整備するなどの支援策を講じること。

(7) 新医師臨床研修制度の導入による医師不足への影響や問題点の検証を踏まえ、地域医療が維持・確保できるよう当該研修制度の改善を図ること。

また、魅力ある研修制度へ向けて努力している地方病院について、適切な財政支援を行うこと。

- (8) 医師に一定期間、地域医療従事を義務付けるなど、医師を地方に派遣する仕組みについて検討すること。

2. 自治体病院等について

- (1) 自治体病院をはじめ地域の中核病院について、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じるとともに、規模の縮小及び廃止を余儀なくされている病院等に対し、適切な措置を講じること。

また、自治体病院を開設する都市自治体に対する地方交付税措置の拡充を図ること。

さらに、公立病院特例債の元金償還に対する財政措置を拡充し、補償金免除繰上償還を延長するとともに対象事業の拡大を図ること。

- (2) 消費税率引き上げに伴い病院事業の負担が増大することから、十分な支援策を講じること。
- (3) 地域医療の確保に支障が生じることのないよう、公立病院改革ガイドラインを推進すること。

3. 救急医療について

- (1) 小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期医療の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。

また、軽症患者の時間外受診への対応やかかりつけ医療機関への受診励行等、救急医療従事者の負担を軽減するための対策を講じること。

- (2) 救命救急センターについて、財政措置の拡充を図ること。
- (3) 総合周産期母子医療センターと救急医療機関等との相互連携・協力体制について、一層の推進を図ること。

4. がん対策について

- (1) がん検診推進事業の対象範囲を拡大するなどがん対策の一層の充実を図るとともに、「がん対策推進基本計画」における受診率を達成できるよう、都市自治体の実施するがん検診事業に対する十分な財政措置を講じること。

- (2) 女性特有のがんをはじめとするがん検診推進事業を継続するとともに、国の責任において、適切かつ十分な財政措置を講じること。

その際、十分な周知と啓発に努めるとともに、地域の実態に応じて実施できる

弾力的かつ恒久的な制度とすること。

5. 感染症対策について

- (1) ポリオワクチンの定期接種について、不活化ワクチン及び4種混合ワクチンの導入により都市自治体に著しい財政負担が生じていることから、国の責任において早急に財政措置を講じること。

また、接種に必要なワクチンの確保を図ること。

- (2) 子宮頸がん、インフルエンザ菌b型（H i b）及び小児用肺炎球菌ワクチン等の予防接種について、早期に定期接種として位置付けるとともに、十分な財政措置を講じること。

また、任意接種ワクチンを希望するすべての者が接種できるよう、安定供給のための対策を講じること。

- (3) 定期接種化されるまでの間、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業を継続するとともに、財政措置の拡充を図ること。

- (4) 都市自治体の公費助成や法定接種化に伴う費用負担が急激に増加することが予想されることから、既に定期接種化されている予防接種を含め、国において十分な財政措置を講じること。

また、被接種者の負担軽減を図るため、混合ワクチンの開発や同時接種についても検討すること。

- (5) 予防接種について、国民が等しく接種できるよう、国において十分な普及啓発を行うこと。

- (6) 法定接種化に当たっては、実施主体である都市自治体と協議するとともに、地域住民や現場に混乱を招くことのないよう、速やかな情報提供及び十分な準備期間に配慮し、新たに生じる負担に対し十分な財政措置を講じること。

- (7) 今後発生する恐れのある新型インフルエンザ等の感染症対策については、国と地方自治体の役割分担、関係機関による連携の仕組みを構築するとともに、財政負担の明確化を図り、国の責任において万全の措置を講じること。

また、国民や都市自治体に対する情報提供を正確かつ迅速に行うべく、的確な広報・啓発等を実施すること。

- (8) 季節性インフルエンザの予防接種について、65歳未満の重度心身障害者等を定期接種の対象とするとともに、当該接種費用について財政措置を講じること。

- (9) 日本脳炎の定期予防接種について、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃

した者に対する計画的な接種を進めるとともに、当該接種費用について財政措置を講じること。

- (10) 国が設定する基準単価について、ワクチンの実勢価格等を見直し、引下げを図ること。

また、ワクチン価格等の接種費用について、全国統一的な委託単価標準を設定すること。

- (11) 医学的判断により生後6ヶ月以降1歳に達するまでの期間に行われるBCG接種について、定期接種として位置付けること。

- (12) 質の高い結核対策を確保するため、感染症指定医療機関に対する財政措置の充実を図ること。

- (13) 肝炎ウイルス検診を継続するとともに、十分な財政措置を講じること。

また、肝炎治療特別促進事業を継続実施するとともに、自己負担額の引下げや助成範囲の拡大を図るなど、肝炎患者に対する支援を充実すること。

6. 各種医療費助成制度について、都市自治体の規模や財政状況等による格差を解消し、国の責任において、国民が公平に医療給付を受けられるようにすること。

また、すでに実施している各種医療助成について、十分な財政措置を講じること。

7. 不妊治療に係る経済的負担を軽減するため、特定不妊治療費助成事業における対象治療法の範囲等を拡大するとともに、一般不妊治療に対する助成についても検討し、必要な支援措置を講じること。

また、不育症について、その実態把握と治療体制の整備を図るとともに、治療費等に対する必要な支援措置を講じること。

8. 総合的な難病対策を図るため、研究体制を充実するとともに、十分な財政措置を講じ、対象疾患の拡大を図ること。

9. 都市自治体が行う40歳未満の者に対する健康診査について、助成制度を創設すること。

また、国において総合的な健康づくり施策を主導するとともに、国民の意識醸成を図ること。

さらに、都市自治体において、科学的根拠に基づいた健康施策を実施するため、

健康診査等の情報の総合的解析が可能となるよう、支援策を講じること。

10. 住民検診に係る高額医療機器の整備について、財政措置の充実を図ること。

11. 急性期医療を終えた患者について、安心して治療・療養ができる環境整備を図ること。

12. 骨髄バンク事業におけるドナーについて、登録や移植に係る助成等の環境整備を図るなど、登録者の増加に向けた支援策を講じること。

13. 東日本大震災関係について

(1) 被災地における病院の新規立地について、医療計画上の病床規制を緩和すること。

(2) 医療施設における自家発電設備の整備促進について、財政措置の充実を図ること。

国民年金に関する提言

国民年金の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 将来に向けて持続可能な年金制度を構築するため、最低保障年金を含め、その在り方について国民的な議論を行ったうえで、適切な見直しを行うこと。
2. 受給資格を満たせない無年金者及び定住外国人無年金者に対し、国の責任において一定の救済措置を講じること。
3. 国民年金に関する資格の取得及び喪失等に係る職権適用範囲を拡大し、被保険者の届出等を簡素化すること。
4. 年金給付関係事務について、年金請求書の受理等事務を年金事務所に統一し、窓口の一元化を図ること。

水道事業に関する提言

安全、安心な水道水の供給及び公営企業財政の健全化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 安全で安定した水道水の供給を図るため、水道施設について、耐震化や安全強化、老朽化した施設の更新・再構築等が促進されるよう、補助採択基準の緩和、補助対象の拡大、補助率の嵩上げ等、財政措置の拡充等を図ること。

特に、石綿セメント管更新事業を復活させるとともに、老朽管更新事業の補助対象に塩化ビニル管の配水支管や海底導水管（鋼管フランジ形）を追加するなど、水道管路耐震化等推進事業に係る財政措置の拡充を図ること。

2. 水道事業の健全経営のため、起債の融資条件や借換制度の条件緩和を図ること。

また、複数の簡易水道事業が統合して設置された上水道事業又は簡易水道事業が統合された上水道事業について、地方公営企業繰出金の繰出基準を緩和するとともに、地方交付税措置の拡充を図ること。

3. 簡易水道再編推進事業について、補助対象の拡大を行うなど、財政措置の拡充等を図るとともに、平成 28 年度までとされている補助対象期間を延長すること。

4. 計量法における水道メーターの検定有効期間について、延長を図ること。

5. 東日本大震災関係について

水道事業における災害対策の充実強化を図るため、自家発電装置の設置、応急給水用機材の整備、水道管補修材料の備蓄に係る財政措置を講じること。

雇用就業対策に関する提言

雇用就業対策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域の実態を踏まえた雇用創出を図るため、「緊急雇用創出事業臨時特例基金」を積み増すとともに、同基金に基づく「緊急雇用創出事業」及び「重点分野雇用創造事業」を継続・拡充すること。また、当該事業要件の見直しや新たな支援制度の創設等、引き続き雇用対策の充実を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
さらに、平成23年度で終了した「ふるさと雇用再生特別基金事業」を復活させること。
2. 雇用者と就業者との需給ミスマッチ解消に資するため、地域の実情に応じた雇用対策の充実を図ること。
3. 高齢者の就労機会の拡大を図ること。また、シルバー人材センター事業について十分な財政措置を講じること。
4. 女性の就労機会の拡大を図ること。
5. 地域若者サポートステーションについて、委託期間を複数年度に改めるとともに、地域の実情を踏まえ、事業実施に係る費用について、十分な財政措置を講じること。
6. ふるさとハローワーク（地域職業相談室）について、廃止に係る基準を緩和し、設置の恒久化を可能とすること。
7. 外国語指導助手（ALT）を労働者派遣法で定める専門26業種に追加すること。
8. 東日本大震災関係について
被災地等の緊急雇用創出事業を継続・拡充するとともに、十分な財政措置を講じること。

廃棄物・リサイクル対策に関する提言

廃棄物・リサイクル対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 廃棄物処理対策について

(1) 循環型社会形成推進交付金について、所要額を確実に確保すること。

また、廃棄物処理施設の整備をはじめ基幹的改良や修繕等に係る支援措置を更に充実させるとともに、災害廃棄物用ストックヤードの整備事業を交付対象とするなど、都市自治体の実情に即したものとなるよう見直すこと。

(2) 廃棄物処理施設の解体撤去工事費について、解体のみの場合や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合等も循環型社会形成推進交付金の交付対象とするなど、財政措置の拡充を図ること。

また、当該施設の設置に関し、地域での紛争を回避するための必要な措置を講じること。

(3) 廃棄物の最終処分場の確保について、必要な支援策を講じること。

(4) 都市自治体が保管するPCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理に要する費用に対し、財政措置を講じること。

(5) 廃棄物の不法投棄に対する罰則の更なる強化を図ること。

2. 家電リサイクル制度について

(1) リサイクル費用については、製品購入時に支払う「前払い制」の仕組みに改めること。

また、対象品目の更なる拡大を図ること。

(2) 不法投棄された廃家電製品の収集運搬費用、リサイクル費用については、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者が負担する仕組みとすること。

3. 使用済小型電子機器等のリサイクル制度について

(1) 当該リサイクル制度の構築に当たっては、循環型社会づくりの基本理念である拡大生産者責任の原則に基づき制度設計を行うこと。

また、都市自治体をはじめ関係者等と丁寧な協議を行い、理解を得たうえで制

度設計を行うこと。

- (2) 費用負担については、国の責任において確実に財源を確保するとともに、都市自治体に新たな財政負担が生じる場合については、国がその全額を負担すること。
- (3) 市民や都市自治体に混乱を生じさせることなく、当該リサイクル制度を円滑に実施するため、国の責任と負担において、周到な事前準備と普及啓発・広報を行うとともに、十分な準備期間を確保すること。

4. 容器包装リサイクル制度について

- (1) 拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化・明確化を図るとともに、都市自治体と事業者等との役割分担及び費用負担を適切に見直すこと。
- (2) 飲料用容器等のデポジット制等により容器包装の発生抑制、再利用を図ること。
- (3) 資源有効利用促進法で定める容器包装の識別マークの規格を見直し、表示サイズを拡大すること。
- (4) プラスチック製容器包装の再商品化手法について、自治体の意向が反映されるよう見直しを行うこと。
- (5) プラスチック製容器包装以外のプラスチック製品について、再資源化が図られるよう見直しを行うこと。

5. 東日本大震災関係について

- (1) 災害廃棄物の広域処理について、国は安全性や処理方法等に関する説明責任を十分果たすとともに、情報公開を徹底するなど、環境整備や支援体制の充実を図ること。
また、広域処理に係る費用については、確実にその全額を国が負担すること。
さらに、災害廃棄物の受入れにより風評被害が生じた場合の賠償に係る考え方を明確にするとともに、風評被害が生じた場合はすべて賠償の対象とすること。
- (2) 災害廃棄物処理事業に係る地方負担額について、平成 25 年度以降も当該年度の震災復興特別交付税による措置を継続すること。
- (3) 被災地における災害廃棄物の処理能力の更なる増強を図ること。

生活環境等の保全・整備に関する提言

地域社会における快適で安全な生活環境づくりを推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向け、エネルギー・環境政策に対する国民のニーズを十分に踏まえ、地球温暖化対策を推進するため、国と地方自治体の役割を明確にし、具体的かつ実現可能な工程を早急に示すとともに、地方自治体の役割に応じた実効性のある支援策を講じること。
2. アスベストによる健康被害について、全面調査を実施し、その結果を公表するとともに、救済制度の拡充を図ること。
また、住民の健康管理のため、定期健診体制等を整備するとともに、必要なリスク情報を開示すること。
3. 水洗化普及率の早期向上や合併処理浄化槽の普及促進等を図るため、補助率の嵩上げや補助対象範囲の拡大等、浄化槽整備事業に係る財政措置の拡充を図ること。
4. 地域における湖沼の環境保全や自然保護活動の推進について、更なる支援措置を講じること。
5. 都市自治体を実施する特定外来生物の防除事業等について、更なる支援措置を講じること。
6. 公共施設等における土壌汚染対策に対し、財政措置を講じること。
7. 火葬場の整備に対し、財政措置を講じること。
8. 公衆浴場営業者の経営安定化のため、更なる支援措置を講じること。
9. 世界遺産登録に向けた地域の取組に対し、更なる支援措置を講じること。

公立学校施設等の整備に関する提言

公立学校施設等の整備を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 公立学校施設等の耐震化事業及び耐震補強事業と同一棟の改修工事等を計画的に推進できるよう、必要な財源を確保するとともに、財政措置の拡充を図ること。
特に、補助単価等については、地域の実態に即した見直しを行うこと。
2. 公立学校施設について、都市自治体が新增築・老朽化対策等を計画的に推進できるよう、所要の予算を確保するとともに、早期に交付決定を行うこと。
また、補助単価等について、地域の実態に即した見直しを行うなど、財政措置の拡充を図ること。
3. 学校 I C T環境整備について、十分な財政措置を講じること。
4. 公立中学校の武道場整備について、適切な財政措置を講じること。
5. 国有の学校用地については、無償譲渡又は無償貸付とし、改築承諾料の徴収を廃止すること。
6. 「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（通知）」等に定められている国庫納付返還金に係る諸規定について、都市自治体が当該学校施設を有効活用できるよう、一層の見直しを行うこと。
7. 小中学校の統廃合等に伴う経費について、地域の実態を踏まえ、財政措置の拡充を図ること。
8. 東日本大震災関係について
公立学校施設の高台移転について、用地取得や造成に要する費用に対する支援制度の柔軟な運用を図るとともに、事業の長期化を見据え、必要な財源を確保すること。

義務教育施策等に関する提言

義務教育施策等の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 分権型教育の推進について

- (1) 公立小中学校教職員の人事権について、広域的な人事交流の仕組みを構築するとともに、中核市をはじめとする都市自治体に所要の税財源措置と併せて移譲すること。
- (2) 都市自治体が地域のニーズに応じた独自の教育施策を展開することができるよう、学級編制権及び教職員定数決定権等を所要の税財源措置と併せて都市自治体に移譲すること。
- (3) 教育委員会の設置について、選択制を導入すること。

2. 教職員配置等の充実について

- (1) 地域に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、少人数学級の推進等に向け、法改正等により学級編制及び教職員定数の標準を見直すとともに、所要の税財源措置を講じること。
- (2) 質の高い授業を生徒に保障し、安全に学習できる環境を整備するため、中学校における免許外教科担任の解消を図ること。
- (3) 生徒指導等に配慮を要する学校への養護教諭、食育を推進するための学校栄養教諭及び教員の事務負担を軽減するための事務職員等の配置を改善するとともに、十分な財政措置を講じること。
- (4) 日本語指導等を必要とする帰国・入国児童生徒が在籍する学校について、教職員配置の充実を図ること。
- (5) 育児短時間勤務の実施に伴い、学校運営に支障を来すことのないよう、学級担任の確保等、常勤教員の補充について十分配慮すること。
- (6) 学校図書館の充実を図るため、専任の司書教諭を適切に配置するとともに、必要な財政措置を講じること。
- (7) 小学校の外国語活動、中学校の外国語学習等の円滑な実施のため、地域の実態に即した外国語指導助手等の確保・配置に必要な支援策及び財政措置を講じること。

と。

- (8) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置を充実させるとともに、財政措置も含めた必要な支援策を講じること。
- (9) 専門的な知識・経験を有する専門職員に係る各種補助事業等を統合し、学校の状況に応じた的確な配置を可能とすること。
- (10) ICT教育の推進のため、ICT支援員の配置等に必要な財政措置を拡充すること。

3. 障害児等の学習環境の充実について

- (1) 普通学級に在籍する障害児や、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）等の児童生徒に対する教員、特別支援教育支援員等の適正配置や施設整備等について、十分な財政措置を講じるなど、特別支援教育の充実を図ること。
- (2) 特別支援学級における児童生徒の定数の引下げを行うこと。
- (3) 入退院を繰り返す児童生徒に配慮し、院内学級について入級手続きの簡素化を図ること。
- (4) 都市自治体が設置した特別支援学校に通う児童等の利便性が損なわれることのないよう、スクールバス運行経費に対し、十分な財政措置を講じること。
- (5) 高等学校における特別支援学級の設置について、関係法令の整備等を図ること。

4. 小中一貫教育を推進するため、義務教育学校設置に係る法整備等を早期に行うこと。

また、「義務教育教諭」の養成と免許制度について早期に検討すること。

5. 教科書の採択について、都市自治体の判断が尊重されるよう、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」と「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の在り方やその見直しを含め、検討を行うこと。

6. 幼稚園・小中学校の統廃合に伴う都市自治体の財政負担等に対し、所要の支援措置を講じること。

7. スクールバス運行等による遠距離通学者に対する通学支援について、補助期間等の制限を緩和するなど、財政支援の拡充を図ること。

また、路線バス等をスクールバスとして活用する事業について、財政措置を講じること。

8. 学校給食費の未納問題に対処するべく、必要な法整備等を行うこと。
9. 要保護・準要保護児童生徒就学援助費、特別支援教育就学奨励費について、教育の機会均等の観点から、十分な財政措置を講じること。
10. 「放課後子ども教室推進事業」及び「放課後児童健全育成事業」について、一体的に推進できる体制を整備するとともに、運営実態にあわせた財政措置の拡充を図ること。
11. 幼稚園就園奨励費について、超過負担が生じないよう十分な財政措置を講じるとともに、保護者負担の軽減を図るため所得制限を緩和するなど、一層の支援措置を講じること。
12. 幼保一体化を早急に実現するとともに、幼保一体化の推進の一環として、幼稚園を指定管理者制度の対象とすること。
13. 新学習指導要領実施に伴う教師用教科書等の購入経費について、適切な財政措置を講じること。
14. 中学校における武道必修化について、指導者の指導力の維持・向上のための支援を講じること。
15. 公立高等学校の授業料無償化について、超過負担が生じないよう授業料収入相当額を全額国庫負担とすること。
16. 青少年教育の充実のため、国の責任において、国立青少年交流の家の存続を図ること。
17. 地方文化の振興を図るため、文化財等の保存・活用・調査等について、財政措置

の拡充を図るとともに、文化財専門職員を確保するための支援策を講じること。

18. 東日本大震災関係について

- (1) 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を活用した就学援助費による通学補助制度について、学校の移転整備が完了するまでの間、支援を継続すること。
- (2) 被災生徒に係る公立高等学校の入学金及び入学者選抜手数料の免除について、所要の財政措置を講じること。
- (3) 震災復旧における指定以外の文化財の修復について、十分な財政支援措置を講じること。

まちづくり等に関する提言

まちづくり等の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 魅力ある都市づくりを実現するため、都市自治体が自主的・主体的な取組ができるよう、都市計画法、建築基準法等における権限を都市自治体に移譲すること。
2. 土地区画整理事業等について、地域の実情に合った採択要件の緩和や必要な財源を確保すること。
また、農業振興地域制度及び農地転用許可制度等について、地域の実情を踏まえたまちづくりができるよう、運用基準を緩和するとともに事務手続きの迅速化・簡素化を図ること。
3. 街路事業を着実に推進するため、安定的かつ十分な財源を確保し、地域特性を考慮した財政措置等を講じること。
4. 連続立体交差事業及び関連するまちづくり事業に対して、地域の実情にあった財政支援措置を講じるとともに、採択基準の緩和を図ること。
5. まちづくりや中心市街地の活性化に関する施策について、適切な財政措置を講じること。
また、戦略的中心市街地商業等活性化支援事業の継続など、中心市街地活性化基本計画の認定地域への確実な支援を講じること。
6. まちづくりや観光施策として、誰もがわかりやすい街の形成につなげるため、各種バリアフリーを重点事項とする、公共サイン表示の標準指針を国において策定すること。
また、各種案内版等への外国語表記の推進を図ること。
7. 国土の均衡ある発展を図るため、関連する各種の国家的プロジェクト等を着実に

推進すること。

8. 不適切な残土処分行為を規制するため、実効性のある法的整備を図ること。

また、山砂利等の採取跡地の修復整備及び環境改善を図るため、自治体が良質な建設発生土を確保できるよう、適切な措置を講じること。

9. 国から譲渡された法定外公共物の維持管理費について、財政措置を講じること。

10. 東日本大震災関係

(1) 防災集団移転促進事業の充実

① 移転対象者が、事業実施以前に先行して行った移転についても、遡及して制度を活用するなどの柔軟な措置を講じること。

② 買取り要件や平均敷地面積上限、公共施設整備の国庫補助対象経費の上限等について、被災地の実情に合った制度に緩和するとともに、移転先の土地が円滑に取得できるよう土地所有者に対する税の負担軽減策を講じること。

③ 国土調査実施済みの地区について、公簿面積での買取りを認めるなど、柔軟な措置を講じること。

④ 対象地区外の被災者に対し、自治体が独自に行う支援事業について財政措置を講じること。

(2) 住宅地や工場・工務地が分散立地した全被災地域の早期復興を図るため、津波復興拠点整備事業の面積上限の拡大や補助要件などの弾力的な運用を図ること。

また、嵩上げ事業決定前に先行して行った工事については遡及して事業の対象とするなどの柔軟な措置を講じること。

(3) 避難路の確保のため、鉄道との交差が必要となる場合については、踏切（平面交差）の増設が可能となるよう、規制の特例措置を講じること。

下水道に関する提言

基幹的な生活環境施設として極めて重要な下水道の整備を効率的・効果的に促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 下水道の計画的な整備促進

- (1) 下水道事業の計画的な普及拡大並びに整備促進を図るとともに、老朽化する管きょ等下水道施設の改築・更新の促進が図られ、下水道運営に支障が生じないよう、必要な財政措置等を講じること。
- (2) 流域下水道事業について、市町村の合併の特例等に関する法律の特例措置後も引き続き都道府県が施設管理を行うよう法改正をすること。
- (3) 下水道の整備促進や地方自治体が担う財政負担の軽減のため、下水道事業債の償還期間の延長及び借換債制度等の適用要件の緩和を図ること。また、補償金免除繰上償還制度の期限延長と対象債の拡充を図ること。
- (4) 私道への公共下水道の敷設の円滑化が図られるよう必要な方策を検討すること。
- (5) 平成 25 年度末に期限切れとなる合流式下水道改善事業は、事業の進捗状況等を踏まえ、その期限延長等柔軟に対応すること。
- (6) 「下水道法等の一部を改正する法律案」は、市町村の財政圧迫や公共用水域の水質悪化を招く恐れがあるため、慎重に検討すること。

2. 局地的大雨や都市化の進展に伴う内水氾濫等災害の防止・軽減を図るため、浸水対策、安全対策について十分な予算を確保すること。

3. 国庫補助金等の交付を受けて取得した下水道未利用地の利活用を図るため、市単独費で取得した用地との交換や国費の返還なしに用途変更等が可能となるよう包括承認制度の要件を緩和すること。

4. 東日本大震災関係について

東日本大震災に伴う下水道事業の減収分に対して、必要かつ十分な財政支援措置を講じること。

公共事業の充実に関する提言

公共事業を円滑に推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 災害に強い都市基盤の構築、地域経済の活性化を図るため、必要な公共事業予算を十分確保すること。
2. 社会資本整備総合交付金の充実
 - (1) 社会資本整備総合交付金については、同交付金の目指す地方の社会資本整備が計画的かつ効率的に実施できるよう、十分な予算を確保すること。

また、同交付金の配分に当たっては、継続事業や年度間の事業費変動等を配慮するとともに、社会資本整備が遅れている地域、財政力の弱い地域などにおいても、必要とする事業の執行に支障が生じないように留意すること。
 - (2) 同交付金制度の運用に当たっては、都市自治体が活用しやすい仕組みにするとともに、事務の簡素化に配慮すること。
3. 公共事業用地及び代替地取得を円滑に推進するため、譲渡所得に対する特別控除額の引上げ等、税制上の優遇措置を拡大するとともに、生産緑地を代替地として買収できるよう制度改正を行うこと。
4. 公共事業に係る補助金等の事務費については、直轄事業負担金の業務取扱費の廃止に係わらず、地方財政の実態を考慮し、地方の負担増とならないよう、引き続き安定的に確保すること。
5. 公契約において、適正な労働条件が確保されるよう、公契約法に関する基本的方針等を策定すること。
6. 公共施設の老朽化に伴う更新、維持補修等に対する財政措置を拡充するとともに、機能の集約化・複合化による公共施設の更新（再生）を実施する際には、省庁の規制に捉われない施設整備計画を認めること。

7. 東日本大震災関係

東日本大震災後の余震等により新たに被災した公共土木施設の復旧については、都市自治体の負担となっていることから、救済措置を講じること。

都市公園等に関する提言

緑と潤いある安全で良好な生活環境を形成する都市公園等の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 都市公園の整備を着実に推進するため、都市公園事業等に対し、十分な財政措置を講じること。
2. 都市における緑地、景観保全を図るため、物納緑地や景観重要樹木などに対する保全・活用を中心とした取組みへの支援制度の充実を図ること。
また、歴史的風土特別保存地区の指定や当該地区の緑地の維持管理について、都市自治体の意向を踏まえ適切な措置を講じること。
3. 地域における歴史的景観や歴史的風致を維持するため、支援制度の充実を図ること。
また、重要伝統的建造物群保存地区を目指した啓発活動や住民団体等のまちづくり活動等に対する支援措置を講じること。

雪寒地帯の振興に関する提言

雪寒地帯の振興のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 積雪時の除雪に係る支援制度の推進

- (1) 雪寒地帯における市町村道の除雪費及び豪雪被害に対し、安定的な財政措置を講じること。また、除雪費等の算定は年度当初では困難であるため、社会資本整備総合交付金以外に除雪費等に特化した交付金を創設すること。
- (2) 冬期間における主要幹線道路の確保のため、除雪機械や消融雪設備の整備促進を図るとともに、除雪待機料を対象とした支援制度を創設するなど、確実な除雪体制を確立すること。
- (3) 地域の実情を踏まえ、豪雪地帯における高齢者等要援護者世帯の除雪に対する支援制度を創設すること。また、空き家の除排雪に対する財政支援措置を講じること。
- (4) こどもの安全安心な教育環境を維持するため、学校施設及び周辺の除排雪対策の支援制度を創設すること。

2. 雪寒指定路線の指定に当たっては、地域の実態に応じて弾力的な運用を図ること。

3. 雪寒指定道路以外の市道消雪施設整備及び除雪経費に対して、社会資本整備総合交付金の対象にするなど財政支援の拡充を図ること。

道路整備財源の確保等に関する提言

都市生活を支える重要な基盤施設である道路の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方の計画的な道路整備のための財源確保

- (1) 地方が真に必要とする道路整備が引き続き計画的に実施できるよう、地方の意見を踏まえ、必要な財源の充実強化を図ること。
- (2) 地方の財政負担軽減に資する地方道路整備臨時貸付金制度の維持・拡充を図ること。
- (3) 地方特定道路整備事業及び狭あい道路整備等促進事業については、事業期間の延長を図ること。

2. 有機的な道路ネットワーク整備のための財源確保

- (1) 高速自動車国道、一般国道、地方道等におけるミッシングリンクを解消し、有機的なネットワークの形成や大規模災害時における代替性を考慮した円滑な交通体系の確立を図るため、整備に当たっては、地域の実情を十分勘案して必要な財源を確保し、早期の完成を図ること。
- (2) 新直轄方式の高速道路については、地域の実情等を十分に勘案し整備促進を図るとともに、抜本的見直し区間の整備に着手すること。また、実質的な地方負担が生じないよう措置すること。
- (3) スマートインターチェンジ及びアクセス道路の整備促進等を図ること。
- (4) 道路の拡幅、パークアンドライドなど渋滞解消対策を促進すること。
- (5) 市町村合併による地域間の交流・連携を図る合併支援道路や広域連携道路などの整備を促進すること。

3. 事業評価の実施に当たっては、交通量を基準とする評価手法だけではなく、救急医療、地域活性化、安全・安心の確保など地域にもたらす様々な効果を総合的に評価する仕組みを導入すること。

4. 橋梁等の道路施設の長寿命化が図れるよう、耐震化、維持補修及び架け替え等に

対する財政措置の充実を図ること。特に、緊急輸送路等に架かる重要な橋梁の耐震化については、全額国の負担において行うこと。

5. 災害時における住民の安全安心を確保するため、高速道路等の道路の防災機能を活かし、防災拠点施設や避難場所等を一体的に整備すること。

6. 道路整備に当たっては、環境に十分配慮するとともに、地域住民の意向を考慮すること。

7. 訪日外国人の利便性向上を図るため、道路案内標識等における外国語表記を推進すること。

8. 東日本大震災関係

(1) 道路の防災・震災対策等に係る事業推進のために創設された社会資本整備総合交付金（復興枠）については、平成 25 年度以降においても継続すること。

(2) 被災地域の再生に必要な復興道路・復興支援道路等の道路網の整備促進を図ること。

運輸・交通施策の推進に関する提言

運輸・交通施策の更なる推進及び地域の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 整備新幹線について

(1) 整備新幹線の利便性の向上を図るとともに、建設財源を安定的に確保し、早期開業を目指すこと。

また、基本計画に定めている未整備区間の事業化実現に向けて取り組むこと。

(2) 整備新幹線とその関連施設の建設費に対する沿線自治体の負担を軽減するよう、幅広い観点での建設財源を確保すること。

2. 整備新幹線の並行在来線について

並行在来線のJRからの経営分離後も、安定的な経営維持及び利便性向上のための施設整備ができるよう、事業運営に対する財政支援措置等を講じること。

3. リニア中央新幹線の早期実現に向け、関係団体と連携した事業推進を図るとともに、関係自治体との調整や関連施設の整備に対する適切な財政措置を講じること。

4. 鉄軌道の整備促進等について

(1) 主要幹線鉄道、都市鉄道、地方鉄道及びLRT、フリーゲージトレイン等の鉄軌道の利便性の向上及び整備促進に必要な財政支援措置を講じること。

(2) 都市高速鉄道の早期建設及び路線延長や観光地間の公共交通網の整備など軌道系交通網の整備に対する補助適用及び補助制度の拡充を図ること。

(3) 地方鉄道の路線維持のため、鉄道事業者、第三セクター鉄道会社及び財政支援を行っている沿線自治体に対し、必要な措置等を講じること。

5. 地方航空路線の維持等について

(1) 地方航空路線が地方の産業・経済及び地域住民の生活に多大な影響を与えることを踏まえ、全国の航空ネットワーク及び地方路線の維持のための措置を講じること。

(2) 地方空港における就航便を確保するとともに、国際線の受け入れ強化や空港施設及び周辺地域の総合的な整備を促進し、空港を活用した地域振興策を積極的に推進すること。

6. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るため、駅周辺における交通環境のバリアフリー対策や、公共交通事業者等が行うバリアフリー化整備事業に対し、必要な財政支援措置を講じること。

7. 鉄道駅周辺地域における放置自転車等の解消を図るため、「自転車法」を改正し鉄道事業者に駅周辺への自転車等駐車場の設置を含む対応策を義務づけること。

また、駐輪場設置のための鉄道用地について、無償貸与とする等の適切な措置を講じること。

8. 水上バイクによる死亡・傷害事故が多発していることから、違反行為を厳格に取り締まれるよう執行体制を強化するとともに法令及びルールの周知徹底を図ること。

9. 海上保安対策及び放置船等対策

(1) 国民生活の安全・安心を守るため、沿岸警備・海上保安体制を強化すること。

(2) 船舶等の放置による漁業活動や環境、景観等への影響が懸念されることから、監視・罰則を強化すること。また、船舶等の係留保管施設の整備促進を図ること。

(3) 船舶の変更登録及び末梢登録等の申請時における状況確認を確実に行うとともに、地方自治体との情報共有を可能とする体制を構築すること。

(4) 漁船については、登録時における廃船処理に関する費用の預託や誓約書の提出を義務付けること。

10. 地域住民の生活道路として、また地域経済の活性化などに配慮した高速道路の料金改定を行うこと。

11. バイオ燃料自動車の利用促進に向け、燃料供給施設の整備促進のための財政支援措置を講じるとともに、バイオディーゼル燃料の普及促進のため、関係法令を見直すこと。

12. 東日本大震災関係について

地域産業の復興・再生を進めるため、鉄道の早期復旧が図られるよう、鉄道事業者に対する支援措置を継続するとともに、東北地方の高速道路利用料の支援措置等を継続的に実施すること。

生活交通の維持に関する提言

生活交通を確保し、地域交通ネットワークを維持するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域住民の生活に不可欠な移動手段を確保し、小規模な自治体でも安心して日常生活、社会生活が送れるよう、真に地域が必要とする公共交通ネットワークの形成を図るとともに、必要な財政支援を講じること。

また、交通基本法を早期に制定し、関連施策の着実な推進及び財政支援措置を拡充すること。

2. 厳しい経営状況にある地方鉄道に対し、健全な経営が行えるよう支援制度の拡充を図ること。

また、沿線自治体が行う地方鉄道への赤字補てん等の支援に対する財政措置等を講じること。

3. 地域住民の生活に必要不可欠であり、最も身近な交通機関である地方バス路線やコミュニティバス路線等に対し、安定的に維持できるよう恒久的な財政支援措置を講じるとともに、地域の実情に応じた補助要件の緩和を図ること。

4. 島しょ部の生活交通として欠かせない離島航路を維持・確保していくことができるよう、離島航路整備施策の充実を図るとともに、積極的かつ恒久的な財政支援措置等を講じること。

5. 地域の実情にあった交通体系の構築を促進するため、LRTをはじめとする新しい交通システムの導入に向けた支援の充実強化を図ること。

6. 地域公共交通協議会の協議・承認事業について、地域の実情にあった柔軟な運営ができるよう、制度の見直しを行うこと。

また、小型車両による乗合運送事業の実施のための車両基準について、地域公共交通協議会の協議事項に含めるとともに、バリアフリーに対応した乗合事業用車両

の仕様を標準化すること。

さらに、移動困難者に対し自治体が独自に行う有償運送制度等について、財政措置の拡充を図ること。

7. 自転車を利用したまちづくりを推進するため、自転車活用推進事業及び利用環境整備事業などに対する財政支援を講じること。

8. 東日本大震災関係

地域産業の復興・再生を進めるため、鉄道の早期復旧が図られるよう、鉄道事業者に対する支援事業を継続すること。

港湾・海岸の整備促進等に関する提言

国民生活・産業活動を支える重要な社会資本である港湾・海岸保全等の整備促進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 港湾整備事業及び海岸整備事業の促進を図るため、必要な予算を確保すること。
2. 総合的な防災・減災対策の強化・促進
 - (1) 地震、津波、高潮及び台風等の自然災害から国民の財産・生命を守り、迅速な災害復旧等を可能にするため、ハード・ソフト一体となった港湾・海岸における総合的な防災・減災対策を強化・促進すること。
 - (2) 大規模災害発生時において、国を含めた港間連携協働体制の早期確立を図ること。
 - (3) 津波などの波浪の観測体制を強化するとともに、専門家の派遣等の支援体制を確立すること。
 - (4) 海岸堤防等の整備を推進するとともに、防災機能の強化を図ること。
3. 我が国経済の活性化を図り、民需・雇用の創出に資するため、重要港湾及び地方港湾の物流機能の強化を図り、総合的な物流基盤施設及び幹線臨港道路の整備の推進を図ること。
4. 侵食が進んでいる海岸について、浸食対策への技術的支援を講じるとともに、離岸堤の整備など海岸浸食対策事業に対し財政措置の充実を図ること。
5. 地域の活性化に資するため、港湾・海辺の資産を活用した交流空間の整備・充実等を推進し、「みなとまち」の振興施策の推進・拡充を図ること。

また、国際クルーズネットワークに対応した旅客船専用岸壁や旅客ターミナルの整備を図ること。
6. 海面処分場を確保するため、廃棄物埋立護岸の整備を促進すること。

7. 老朽化した港湾施設の有効活用を図るため、維持補修に対する財政措置の充実を図ること。

8. 漂着・漂流ごみ対策

- (1) 市町村が漂着・漂流ごみの適正処理に要した経費に対し、地域の実態を踏まえ、平成 25 年度以降における新たな財政措置を講じるとともに、海岸漂着物に係る関係法令の整備を行うこと。
- (2) 海岸漂着物処理推進法による処理責任の明確化等の趣旨に対応した措置を講じること。
- (3) 諸外国による海洋不法投棄を防止するため、日本海沿岸諸国と不法投棄防止対策や適正処理について多国間での協議を行い、責任の所在とモラルの徹底を取り決めること。

9. 東日本大震災関係

- (1) 多重防災型まちづくりに必要な湾口防波堤と防潮堤等の海岸保全施設等の速やかな復旧整備を図るとともに、現在整備中の湾口防波堤等についても早期の整備を促進すること。
- (2) 産業活動の拠点となる公共ふ頭の速やかな復旧及び嵩上げと港湾物流機能向上に係る施設の早期確保を図ること。
- (3) がれき等の災害廃棄物の輸送及び復興整備に係る建設資材の搬入等における海上輸送の利用促進策を講じること。
- (4) 大水深岸壁の整備と岸壁、荷役機械及び野積場の一体的な耐震化を図ること。
- (5) 民間埠頭運営会社への財政支援制度の拡充と税制上の支援制度を創設すること。
- (6) 港隣接の公園や漁港区、背後地で進めるまちづくり事業と連携し、かつ防災機能を有する国の港湾業務庁舎の整備を図ること。

治水事業等の推進に関する提言

国土の保全と水資源の供給、河川環境の保全等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 気候変動等で多発している大規模水害や、局地的大雨等による河川等の氾濫・洪水から住民生活を守るため、危機管理体制の充実強化を図るとともに、治水設備の整備・改修や排水設備の充実強化、堆積土砂及び葦の除去など災害の未然防止に向けた抜本的な対策を検討し、所要の財政措置を講じること。

また、河川の上流から下流までの総合的な治水対策事業や、準用河川の改修事業等の着実な推進が行えるよう、財政措置の拡充を図ること。

2. 急傾斜地崩壊対策事業等の着実な整備促進を図るため、急傾斜地崩落危険箇所の再調査等、早期の防災対策を実施するとともに、所要の財政措置を講じること。

また、土砂災害特別警戒区域における対象住民に対する支援措置のさらなる拡充強化を図ること。

3. 特定多目的ダムの建設に要する費用の負担について、基本計画の変更による増額が当初予定とかけ離れた負担額となることのないよう、負担限度額設定等の措置を講じること。

また、供用開始後において、国有資産等所在市町村交付金法の規定により受益市町村に発生する特別の納付金についてはその軽減を図ること。

4. ダム事業のあり方については、各地域の実情等を勘案し、地域住民にとって安心、安全が確保されるよう十分な治水対策を講じるとともに、環境整備に必要な支援を行うこと。

また、既存ダムの改修等について、所要の財政措置を講じること。

5. 都道府県の収入となっている流水占有料等については、河川流域都市の置かれている状況を踏まえ、法改正等により当該都市にも財源配分が可能となるよう制度を見直すこと。

6. 水防団が地域の防災組織として活動できるよう、専任水防団活動の公務範囲を拡大し明確化すること。

住宅・建築施策に関する提言

良好な住宅の供給及び管理体制の整備等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 空き家・空き建築物対策

- (1) 管理放棄された住宅等については、住民の安全を守る観点などから、地方公共団体等が直接かつ容易に解体撤去等が行えるよう法整備を行うとともに、その費用について財政措置を講じること。
- (2) 空き家再生等推進事業について、地域の実情を踏まえ、平成 26 年度以降も適用地域の拡大を図るとともに、地方負担分について起債等の財政措置を講じること。

2. 住宅及び建築物の耐震化を促進するため、耐震化に係る補助率の引き上げ、要件の緩和等の財政措置を拡充すること。

また、地方公共団体が実施する住宅の耐震改修等の促進事業について支援措置を講じること。

3. 敷地を分割して2棟目の住宅を新築する場合に、既存の合併浄化槽を活用できるよう、建築基準法（施行令）の基準を緩和すること。

4. 市街化調整区域の既存集落におけるコミュニティの維持及び地域活性化を図るため、住宅建築や中古住宅の購入ができるよう制度を見直すこと。

5. 高層住宅におけるライフラインの確保のため、エレベーターや上下水道接続部の耐震化、高層階への備蓄倉庫の設置義務などの対策を講じること。

6. 土砂災害特別警戒区域内における住宅の建替えや区域外への移転に対し支援を行うこと。

7. 東日本大震災関係

- (1) 建築基準法の災害危険区域の指定により、居住が困難となる土地について、自治体がい取りの際の財政措置を講じること。
- (2) がけ地近接等危険住宅移転事業の移転対象者が、事業実施以前に先行して行った移転についても、遡及して制度を活用するなど柔軟な措置を講じること。

観光に関する提言

観光は関連する産業のすそ野が広く、地域経済への波及効果の大きい分野であることから、地域の観光産業の振興を図るため、国は次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 外国人観光客の受入など、都市自治体が行う観光振興策に対して、総合的な支援措置を講じること。

2. 東日本大震災について
 - (1) 被災した観光施設等の復旧・復興を推進するため、観光地及び観光施設等に対する復興交付金制度を創設すること。
 - (2) 東北地方の旅客事業者への補助等の観光振興に係る支援措置を継続すること。
 - (3) 震災・原発事故による風評被害払拭のため、広報・PRに対する支援、国内外からの観光誘客や大規模な国際会議等コンベンションの開催・誘致等幅広い施策を講じること。

農業の振興に関する提言

農業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の実情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」における、農林漁業再生のための7つの戦略に対する取り組みについて、長期的展望に立った事業を推進すること。

2. 経済連携協定等のあり方に係る適切な対応

(1) 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉参加のあり方に関しては、国内の農林漁業に及ぼす影響を考慮し、喫緊の課題である震災からの復旧・復興、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内の農林漁業の将来にわたる基盤の確立と振興などが図られるよう十分配慮するとともに、医療・社会福祉、金融・保険、政府調達等の我が国のあらゆる産業分野、更には地域経済にも多大な影響を及ぼすことが懸念されることから、国民に対する詳細な情報開示と十分な議論を尽くし、国民的な合意を得た上で、慎重に判断すること。

併せて、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」や「日本再生戦略」では、農林漁業の再生を実現するためには安定した財源が必要とされ、消費者負担から納税者負担への移行、直接支払制度改革等について具体的に検討するとされていることから、実効性のある対策を早期に明らかにするとともに、農林水産関連施策の一層の充実を図り、持続可能な力強い農林漁業を確立すること。

(2) 経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FTA）交渉等においては、国内の農林漁業や地域経済に及ぼす影響を踏まえ、米、小麦、乳製品等の重要品目を関税撤廃の対象から除外すること。

(3) WTO農業交渉に当たっては、従来の「多様な農業の共存」を基本理念として、非貿易的関心事項への配慮など日本提案の実現を目指し、上限関税設定の導入の阻止、重要品目の数の十分な確保など適切な国境措置を確保すること。

3. 農業者戸別所得補償制度の推進

(1) 農業者戸別所得補償制度の実施に当たっては、農業者等が安心して取り組むこ

とができるよう必要な財源を確保するとともに、生産現場等が混乱することのないよう、継続的かつ効率的に実施するための関係法令を整備すること。

また、地域や品目ごとの価格・収入の変動に対するセーフティネット策を講じるとともに農地利用集積の円滑化を図ること。

(2) 制度の円滑な運用を図るため、農業者に対する説明や広報活動を充実させるとともに、都市自治体等の事務負担を軽減すること。

(3) 地域が独自に推進してきた振興作物の生産や品質向上の取組などが後退することのないよう、単価の設定など地域の実情が反映されるような制度とすること。

また、中山間地域等の小規模農家にはメリットが少なく推進が難しいことから、小規模農家にも配慮した制度とすること。

(4) 新規需要米及び加工用米は、国が責任を持って販路・需要拡大に取り組むとともに、農業者の生産拡大に向けた支援策を講じること。

4. 担い手対策等の推進

(1) 認定農業者や集落営農組織等の担い手を育成確保するための支援措置の充実を図ること。

(2) 人・農地プランの作成手続の簡素化を図るとともに、同プランに係る新規就農・農地集積支援制度について、対象要件を拡充し、継続的に実施すること。

特に、青年就農給付金については、現場からのニーズに十分対応できるよう、必要な財源を確保すること。

(3) 農作業機械の更新及び施設等の維持に係る財政支援措置を講じること。

5. 6次産業化等の推進

(1) 持続可能な力強い農業を育てるため、農業・農村の6次産業化を促進するための財政支援措置の拡充を図ること。

(2) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金による農産物直売所、地域食材供給施設等の整備を推進するため、既に市街地を形成している地域も含めるよう農山漁村活性化法の見直しを行うこと。

6. 農業農村整備事業の推進

(1) 農業生産基盤整備及び農村生活環境基盤整備等を計画的かつ円滑に推進するため、農業農村整備に係る諸施策の充実強化を図るとともに、必要な予算を確保す

ること。

また、農業生産基盤及び農村生活環境基盤等の保全管理についても計画的かつ円滑に推進できるよう保全管理に係る制度を拡充するとともに、国、都道府県、市町村、土地改良区等の役割分担のあり方を十分議論し、必要な予算を確保すること。

(2) 「ふるさと農道緊急整備事業」について、事業期間の延長を図るとともに、必要な予算を確保すること。

(3) 頻発する災害に対する備えを強化し、安全で快適な農村をつくるため、農地と農業用施設の防災・減災対策の充実強化を図ること。

また、地域の実情に応じた補助要件等の見直しを行うとともに、財政措置の拡充を図ること。

(4) 被災した農地・農業用施設等を適切かつ速やかに復旧するため、財政措置の拡充を図るとともに、離島における農地の復旧限度額の引上げ等を行うこと。

7. 中山間地域等をはじめとする農山村の活性化

(1) 中山間地域の財政支援措置の充実強化を図るとともに、中山間地域における農地転用等について、弾力的な運用ができるよう見直すこと。

また、過疎化や高齢化が進行している「水源の里」（いわゆる限界集落）をはじめとする農山村の振興・活性化を図るための諸施策の推進及び財政支援措置を充実強化すること。

(2) 農地・水保全管理支払交付金及び環境保全型農業直接支払制度については、平成 25 年度以降も継続するとともに、制度の更なる充実強化及び必要な予算の確保を図ること。

(3) 耕作放棄地等の解消に向けた再生・利用の取組に対する支援を充実すること。

(4) 次世代へ継承すべき重要な農法や生物多様性等を有する「世界重要農業遺産」に対する助成制度を創設すること。

8. 鳥獣被害防止対策の充実強化

(1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、鳥獣被害防止総合対策を平成 25 年度以降も継続的な制度とするとともに、必要な予算を確保すること。

また、地域の実情に応じて弾力的な運用ができるよう事業メニューを拡充するとともに、補助率や配分基準等の見直しを行うなど、より一層の財政支援措置を

講じること。

- (2) 野生鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が一層深刻な状況にあることから、森林の生態系等環境問題とも連携した駆除・防除対策の調査研究を行うとともに、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策を一層推進し、安全かつ効率的・効果的な対策を講じること。
- (3) 住民に被害が及ぶおそれがある場合等の緊急時において、より柔軟な対処が可能となるよう、鳥獣保護法及び銃刀法等の関係法令の見直しを行うとともに、関係機関と連携した横断的な体制を構築すること。
- (4) 猟銃の所持許可手続きに係る狩猟者の負担軽減等、捕獲の担い手を確保するために必要な措置を講じるとともに、捕獲従事者の技術向上のため、射撃場を確保するための措置を講じること。

9. 牛乳消費量の伸び悩みや飼料の高騰など畜産・酪農業を取り巻く環境が厳しいことから、配合飼料価格安定対策を推進すること。

また、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用に向けた取組を一層推進するなど、更なる経営安定対策を講じること。

さらに、畜産農家の施設整備や家畜導入等に係る支援措置を拡充すること。

10. 食の安全・安心確保対策の推進

- (1) 食の安全・安心に関する国民の信頼を確保するため、食品安全対策の強化を図ること。
- (2) 牛海綿状脳症（BSE）対策に関するリスクコミュニケーションを十分に図ること。

11. 生産者による過剰作付及び消費者の食生活の多様化、人口減少・少子高齢化などの需要減による米価下落に対応するための措置を講じること。また、食料自給率向上に向けた抜本的な対策を早急に講じること。

12. 国産農産物の価格安定対策を強化するとともに、生産・流通コスト低減のための取組に対する支援等を推進し、経営環境の変化に対応した生産者の経営安定と所得の向上を図ること。

- (1) 農業経営の安定と食料・農業・農村施策の総合的な推進を図るため、農林漁業

用軽油引取税の免税措置の恒久化並びに農林漁業用輸入A重油に係る石油石炭税の免税措置及び農林漁業用国産A重油に係る石油石炭税相当額の還付措置を継続するとともに、地球温暖化対策のための税については、農業者の過重な負担にならないよう万全の措置を講じること。

(2) 自然災害に対するセーフティネット措置として、農業経営を側面から支える農業災害補償制度の共済掛金国庫負担割合を堅持すること。

(3) 地域特産物を取り巻く消費・価格低迷等の厳しい環境に対して、経営安定、生産基盤強化、消費拡大等の総合的な振興策及び財政支援の充実強化を図ること。

また、我が国の多様な気候風土に対応した新品種・新技術の研究開発の一層の充実強化を図ること。

13. 都市農業振興施策の充実

(1) 都市農業が有する多面的機能を強化するため、農地等の確保・保全対策と地域の実情を踏まえた農業振興地域制度及び農地転用許可制における都市自治体の裁量の拡大の両立を図るとともに、都市農業の振興施策を拡充すること。

(2) 都市農地を適切に保全するために、市街化区域内の農地に関する固定資産税の特例及び農地の有効利用を促進する貸付における相続税等の納税猶予並びに認定農業者に対する相続税の減額等、税制上の措置の拡充を図ること。

14. 再生可能エネルギーとしてバイオマス利活用の推進・普及を図るため、財政措置を拡充すること。

15. 農業産出額のデータ公表は、今後の農業政策策定に当たって各市町村との比較分析等が行えるよう、市町村別データも公表すること。

16. 東日本大震災関係

被災地域における公設地方卸売市場等の農業施設の災害復旧・復興に必要な財政支援措置を継続するとともに、使用料等を減免した場合の歳入減について交付税等の措置を講じること。

また、早期の営農再開を支援するため、農業用施設の整備及び農業用機械の導入等に必要な財政支援の一層の拡充を図ること。

林業の振興に関する提言

森林の有する地球温暖化防止等の多面的機能の確保を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 森林整備等の推進

- (1) 国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、景観形成など森林がもつ多面的機能を継続的かつ安定的に維持・発揮するために必要な財政支援措置を講じること。
- (2) 森林整備のための担い手の確保、育成事業の推進を図るとともに、私有林の整備については森林所有者等が取り組みやすい有効な手法を導入すること。
- (3) 森林の保全や災害防止に当たっては、必要な財源を確保し間伐、路網整備、植栽、治山事業等を促進するとともに、森林再生に向けた財政措置を拡充すること。
特に、間伐材の搬出が困難な地域については、伐捨間伐も補助対象とすること。
また、病虫害防除対策を促進するとともに、環境に優しい防除方法を確立すること。
- (4) 国産材利用を推進するため、公共施設等の木造化に対する助成など、財政支援措置の拡充を図ること。
また、再生可能エネルギーとして木質バイオマス利活用等の推進・普及のための財政支援措置を拡充するとともに、木材価格の安定対策を講じること。
- (5) 外国資本等による森林買収とそれに伴う大規模な伐採の規制や水源の保全を強化すること。
- (6) 林業の経営安定や林野施策の総合的な推進を図るため、農林漁業用軽油引取税の免税措置の恒久化並びに林業用輸入A重油に係る石油石炭税の免税措置及び林業用国産A重油に係る石油石炭税相当額の還付措置を継続するとともに、地球温暖化対策のための税については、林業者の過重な負担にならないよう万全の措置を講じること。

2. 鳥獣被害防止対策の充実強化

- (1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、鳥獣被害防止総合対策を平成 25 年度以降も継続的な制度とするとともに、必要な予算を確保すること。
また、地域の実情に応じて弾力的な運用ができるよう事業メニューを拡充する

とともに、補助率や配分基準等の見直しを行うなど、より一層の財政支援措置を講じること。

- (2) 野生鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が一層深刻な状況にあることから、森林の生態系等環境問題とも連携した駆除・防除対策の調査研究を行うとともに、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策を一層推進し、安全かつ効率的・効果的な対策を講じること。
- (3) 住民に被害が及ぶおそれがある場合等の緊急時において、より柔軟な対処が可能となるよう、鳥獣保護法及び銃刀法等の関係法令の見直しを行うとともに、関係機関と連携した横断的な体制を構築すること。
- (4) 猟銃の所持許可手続きに係る狩猟者の負担軽減等、捕獲の担い手を確保するために必要な措置を講じるとともに、捕獲従事者の技術向上のため、射撃場を確保するための措置を講じること。
- (5) 鳥獣被害により荒廃した森林の復旧に係る支援措置を講じること。

水産業の振興に関する提言

水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 水産基本法に則り、水産業の経営安定・体質強化対策及び水産物の加工・流通・消費対策並びに水産資源の回復・管理対策の更なる充実強化を図るとともに、漁港をはじめとする水産基盤整備を推進するため、十分な予算を確保すること。
2. 漁業管理制度を的確に運用するとともに、資源状況に応じた適切な資源管理指針・計画による水産資源管理をより一層強化すること。
また、漁業調整の円滑化を図るため、漁業者間の相互理解や協議を強力に促進すること。
さらに、関係各国との連携を強化し、魚種ごとの資源状況を踏まえた国際的な水産資源保護対策を早急に講じること。
3. トドやアザラシ等の海獣により増大する漁業被害について、漁網の破損や漁獲物の食害に対する経費補填等、沿岸漁業と海獣との共存を可能にするような新たな制度を早期に創設すること。
4. 漁船漁業の収益性を高めるため、「漁業構造改革総合対策事業」の拡充を図るとともに、実証事業で成果のあがった構造改革の取り組みを他の漁船に普及拡大するための支援体制を構築すること。
5. 新規漁業就業者の育成を強力に推進するとともに、担い手の確保・育成に必要な財政支援の拡充を図ること。
6. 水産業の経営安定や水産施策の総合的な推進を図るため、漁業用軽油引取税の免税措置の恒久化並びに農林漁業用輸入A重油に係る石油石炭税の免税措置及び農林漁業用国産A重油に係る石油石炭税相当額の還付措置を継続するとともに、地球温暖化対策のための税については、漁業者の過重な負担にならないよう万全の措置を講じること。

7. 離島地域における漁業者の所得向上及び漁場の生産力の向上等を図るための支援措置を継続的に行うとともに、水産物の島外輸送コストの軽減対策の拡充を図ること。

8. 海外における市場動向等の情報収集を行うとともに、水産関係団体等と連携して我が国の食文化やフグ等の調理法等の情報提供を促進し、水産物の海外市場の拡大を図ること。

9. 東日本大震災関係

被災地域における水産業及び関連産業の復興のため、被災自治体の実情に応じた災害復旧対策の制度運用を行うとともに、財政支援の一層の拡充を図ること。

地域経済の活性化と雇用対策の充実等に関する提言

地域経済の活性化と雇用対策の充実等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 長引く円高に対して断固たる是正措置を講じるとともに、デフレからの脱却を図り、産業の空洞化や雇用の喪失を阻止するため、中小企業等に対する資金繰りや設備投資に対する支援、税制上の優遇措置などの地域経済産業対策、雇用を維持し創出するための地域雇用対策などの緊急経済対策等を実施すること。

また、国は、成長産業への支援や高付加価値製品製造への転換企業への支援などきめ細やかな施策を総合的かつ継続的に講じるとともに、都市自治体が独自に実施する地域経済の振興策について財政措置を講じること。

2. 国内産業の流出防止と地域経済の活性化、さらには生産拠点の分散促進による災害に強い国内産業体制を構築するため、産業団地の造成・再整備、企業誘致に対する支援体制の構築や財政支援措置を実施すること。

また、企業立地が一層促進されるよう、企業立地及び進出環境の更なる改善を図ること。

3. 中小企業等対策

(1) 厳しい景況下にある中小企業等に対し、資金繰り支援や税制上の優遇措置の拡充等の経営基盤強化に向けた支援措置の充実を図るとともに、雇用確保を強化すること。また、後継者不足などの課題を抱える伝統工芸品産業等、将来にわたるものづくり産業を維持・発展させるため、引き続き総合的な中小企業対策を実施すること。

(2) 地域の経済・雇用の担い手である中小・零細企業を支援するため、セーフティネット保証制度の認定基準の緩和や中小零細企業保証制度の継続・拡大等の融資制度の充実や税制上の優遇措置の拡大を図ること。

(3) 地域経済の自立的発展を促進するため、商工組合中央金庫及び日本政策金融公庫による中小企業への金融機能の維持・充実を図ること。

4. 地域における雇用を引き続き創出するため、雇用創出基金事業について予備費や補正予算による基金の積み増しを行い、合わせて平成 25 年度以降も拡充し継続して実施すること。

また、若者キャリア開発プログラムや農林漁業の 6 次産業化による地域活性化を図るための意欲ある若者や女性等の農水産業への参入促進などの各種就労・就業支援事業の拡充や財政措置を充実すること。

5. 多様な分野でのエネルギー技術の革新による新産業の創出による需要の創造と雇用創出を積極的に推進すること。

6. 省エネルギーの促進・再生可能エネルギー等の開発及び導入の促進

(1) 地球温暖化対策や環境分野への投資による景気対策の両面から、省エネルギー・再生可能エネルギーの普及促進に向けた総合的な支援体制の強化を図ること。

特に、太陽光・小水力及び風力発電などの再生可能エネルギー導入を推進するため、関係法令の手続きの簡素化や支援制度の拡充を行うこと。また、グリーンニューディール基金事業制度の拡充を図ること。

(2) 安定的な電力供給体制の整備促進と、新たな成長産業育成支援の促進を図るため、スマートグリッド関連の製品・技術の導入に対する支援措置を講じること。

7. 電源立地地域対策交付金（水力発電施設周辺地域交付金相当分）について、交付期間の恒久化と交付限度額等の拡充を図るとともに、事務手続きの簡素化を図ること。

また、電気の安定供給に寄与する本交付金については、弾力的に活用できるよう制度の改善を図ること。

8. 地域再生基盤強化交付金について、地域再生計画事業の完了まで必要な財政措置を講じること。

また、地域活性化が見込まれると判断できる事業については、地域の目線に立ったきめ細やかな事業等に活用できるよう交付金等による財政措置を講じること。

9. P F I 制度に基づく国庫補助事業の採択実績を増やすとともに、補助対象の拡大、財政支援の拡充や P F I 制度を導入しやすい環境の整備を図ること。

10. 自転車競技法・小型自動車競走法における競輪・オートレースの場外車券売場の設置許可の条件に、地元自治体及び議会の同意を必須要件とするよう法改正を行うこと。
11. 地域資源を活用し、持続可能な地域振興を目指すジオパーク及びエコパークに対する支援体制の整備を図るとともに、必要な財政支援措置を講じること。
12. 東日本大震災関係について
 - (1) 被災した事業者及び当該事業者と取引のあった事業者の資金繰りは予断を許さない状況であることから、経営の安定に支障が生じることがないように、各種融資制度の継続・拡充を図ること。
 - (2) 被災地域産業地区再整備事業を継続するとともに、仮設工場・店舗等の整備を促進すること。
 - (3) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業について、事業年度の繰り延べを認めるとともに、必要な予算を確保する等、産業復興に支障が生じないようにすること。
 - (4) 特定鉱害復旧事業について、国が許可しない亜炭採掘にかかる全鉱区並びに効用阻害がないとされる山林、原野、雑種地にも認定を拡大し、国土の保全を図ること。
 - (5) BOT方式を採用したPFI事業により整備した学校給食センターや社会教育施設等の災害復旧については、建物の所有権移転前に財政措置を講じること。

地方消費者行政の推進に関する提言

消費者行政の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方における消費者行政の強化・推進を図るため、消費生活相談を担う人材の育成、悪質商法被害や食品表示の対策などに対する必要な財政措置を継続すること。
2. 地方消費者行政活性化事業について、地域の子育て、環境、福祉、産業等の多様な主体による消費者問題の支援等を図るため、平成 25 年度以降も継続すること。
3. 消費者が生食用生鮮食品を安心して消費できるよう、生食用牛レバーについて、新たな殺菌方法の確立など、更なる食の安全に向けた対応策を講じること。
また、生食用鶏肉について、早急に明確な規格基準、表示基準等の策定を行うこと。